

第2期桂川町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

桂 川 町

は じ め に



我が国では依然少子高齢化が進行し、これに伴い家族形態の変化や就労形態の多様化、また地域コミュニティ意識の希薄化などが進み、子ども・子育てをめぐる環境も大きく変化しています。

子育てに不安を感じる家庭は少なくない状況にあり、児童に対する虐待なども大きな社会問題になっています。また、社会において女性の活躍が推進されていることから、地域をあげて、社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みの構築が、時代の要請となっています。

本町では、平成26年度に策定した「桂川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「みんなで応援 すくすく桂川っ子 ～親も子も笑顔あふれるまち けいせん～」を基本理念に、地域ぐるみでの子ども・子育て家庭に対する支援を進めてまいりました。今回本計画の第1期計画期間が終了することに伴い、令和2年度から令和6年度までの5か年計画による「第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

引き続き第1期計画の基本理念を踏襲するとともに、新たに本町の子ども・子育てに係る教育・保育ニーズを反映したこの計画に基づき、今後桂川町に暮らすすべての子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が安全・安心に子どもを育てることができるまちづくりを進めてまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査やパブリックコメント等を通じてご意見・ご協力をいただきました関係機関や町民の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

今後とも、計画の推進に対し、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

桂川町長 井上 利一

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 計画の策定体制	3
(1) 桂川町子ども・子育て支援に関するニーズ調査	3
(2) 桂川町子ども・子育て会議	3
(3) パブリック・コメントの実施	3

第 2 章 桂川町の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯数の動向	4
(1) 総人口・年齢 3 区分別人口の推移	4
(2) 総世帯数の推移	6
(3) ひとり親世帯の推移	6
(4) 出生の動向	7
(5) 女性の就労状況	7
2. 教育・保育施設の状況	8
(1) 保育所	8
(2) 幼稚園	8
3. ニーズ調査結果からみた子育て家庭の状況	9
(1) 調査の目的	9
(2) 調査設計	9
(3) 回収結果	9
(4) 図表の見方	9
(5) 調査結果	10
4. 桂川町の子ども・子育てをめぐる課題の整理	24

第 3 章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念	25
2. 基本目標	25

第2部 各論

第1章 子ども・子育て支援事業に関する事業量見込みと確保の方策

1. 教育・保育提供区域の設定及び認定区分について	27
（1）教育・保育提供区域の設定	27
（2）認定区分	29
2. 幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保の方策	30
（1）教育・保育提供体制の確保	30
（2）教育・保育施設の一体的提供の推進	32
（3）幼児教育・保育等の質の確保及び向上	32
（4）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	32
3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策	33
（1）利用者支援事業	33
（2）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	34
（3）妊婦健康診査（桂川町妊婦健康診査）	35
（4）乳児家庭全戸訪問事業（桂川町乳児家庭全戸訪問事業）	35
（5）養育支援訪問事業	36
（6）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （桂川町子どもネットワーク会議）	36
（7）子育て短期支援事業	37
（8）ファミリー・サポート・センター事業	38
（9）－1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育） 1号認定	39
（9）－2 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育） 2号認定で幼稚園希望	39
（9）－3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）	40
（10）延長保育事業	40
（11）病児保育事業	41
（12）放課後児童健全育成事業（桂川町学童保育所）	41
（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業	42
（14）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	42

第2章 その他の子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画関連）

1. 子育て世帯への支援	43
（1）子育て支援サービスの充実	43
（2）経済的負担の軽減	43
（3）相談体制、情報提供の充実	44
（4）子育てを支える地域環境の形成	45
2. 母子の健康の確保と増進（健やか親子21）	46
（1）安心して妊娠、出産できる環境の整備	46
（2）親子の健康の確保	46
（3）食育の推進	47
3. 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備	47
（1）就学前教育の振興	47
（2）教育環境及び青少年健全育成の推進	47
（3）家庭の教育力の向上	47
（4）思春期の保健対策	48
4. 子育てと社会参加の両立支援	48
（1）就業環境の整備	48
（2）保育サービスの充実	48
（3）学童保育所（放課後児童クラブ）の充実	48
5. 専門的な支援を必要とする子ども等への支援の充実	49
（1）児童虐待防止対策の充実	49
（2）ひとり親家庭等の自立支援	50
（3）障がいのある子どもがいる家庭への支援	50
6. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進	51
（1）仕事と生活の調和のための働き方の見直し	51
（2）ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進	51
7. 安全・安心まちづくりの推進	51
（1）子どもの安全の確保	51
（2）犯罪等の被害にあわないための環境の整備	51
（3）子育てを支援する生活環境の整備	52

第3章 計画の推進に向けて

1. 関係機関等との連携	53
2. 計画の達成状況の点検・評価	53
3. 家庭・地域・事業者・行政の役割	53

第3部 資料編

1. 桂川町子ども・子育て会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
2. 桂川町子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・57
3. 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57



第1部 総論



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子高齢化が急速に進行しており、労働力人口の減少や社会保障負担の増加などが懸念されています。一方で、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、これに伴う受け皿の不足による待機児童問題や、核家族化の進行とも相まって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が増加していることが考えられ、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

その後、平成29年6月には「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度末までに、女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学前児童においても、さらなる共働き家庭等の増加が見込まれており、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後等にすべての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

さらに、令和元年度10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されました。

本町においても、地域での子育て支援として、これまで「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」、また子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成27年3月には「桂川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新たな制度のもとで教育・保育、地域子ども子育て支援に関する取組を進めてきました。

今回策定する「第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2～6年度）は、こうしたこれまでの本町の取組及び第1期計画実施以降の国の動向や本町における成果を踏まえ、各種子育て支援事業を一層促進させることを目的としています。

2. 計画の性格と位置づけ

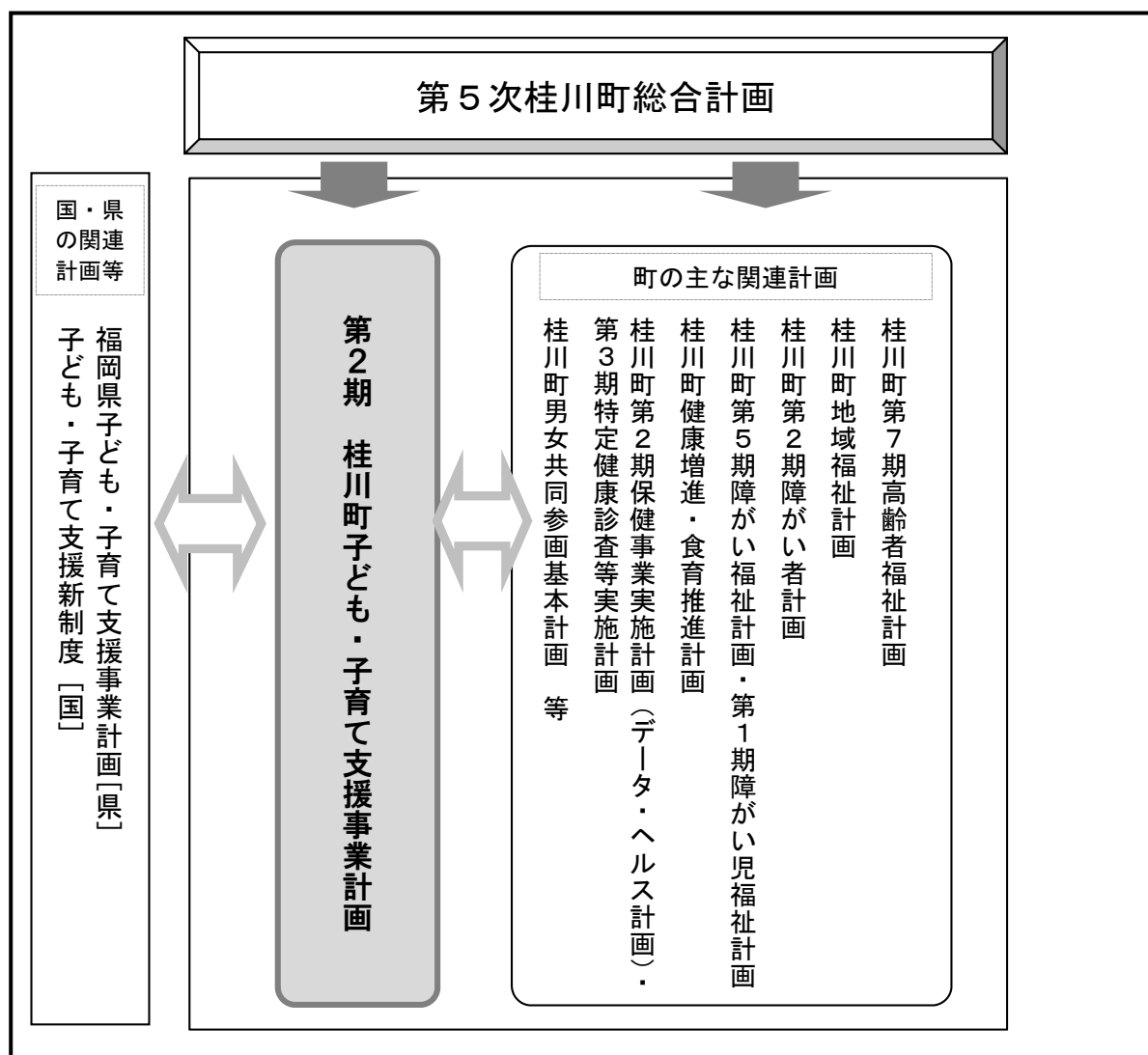
本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定するものです。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、「第5次桂川町総合計画」（平成23～32年度）を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。



3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
第1期桂川町子ども・子育て支援事業計画									
				見直し ・策定	第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の対象

本計画の対象となるのは、生まれる前から乳幼児期を経て、概ね18歳に至るまでの子ども・青少年と、その家族とします。

ただし、施策の内容により必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応を行います。

5. 計画の策定体制

(1) 桂川町子ども・子育て支援に関するニーズ調査

計画の策定に先立ち、第2期計画期間内における本町の教育・保育事業の事業を見込むため、「桂川町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) 桂川町子ども・子育て会議

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき「桂川町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援事業計画の内容や、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の事業量見込みや、提供体制のあり方等について審議を行いました。

(3) パブリック・コメントの実施

令和2年2月10日から2月21日にかけて、計画素案に対するパブリック・コメントを実施し、住民の皆様からの意見の反映に努めています。

第2章 桂川町の子ども・子育てを取り巻く現状

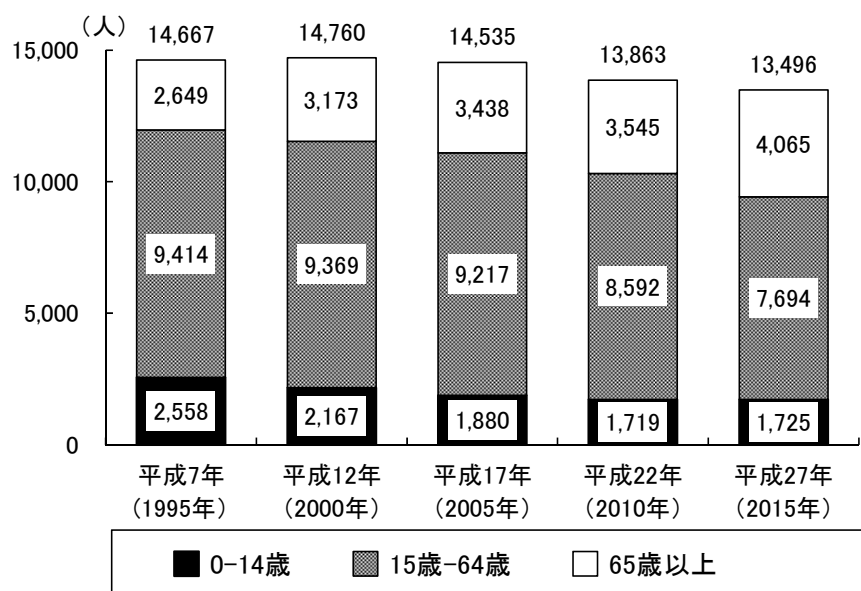
1. 人口・世帯数の動向

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本町の総人口について国勢調査結果による推移をみると、平成7年から平成12年にかけでは増加していますが、その後平成17年以降は一貫して減少傾向にあります。

年齢3区分別にみた場合、0-14歳の年少人口は平成12年から減少していましたが、平成22年以降は横ばいとなり、15-64歳の生産年齢人口は一貫して減少傾向にあります。この一方で65歳以上の高齢人口は増加を続けており、少子高齢化が進行しています。

■ 総人口・年齢区分別人口の推移 ■

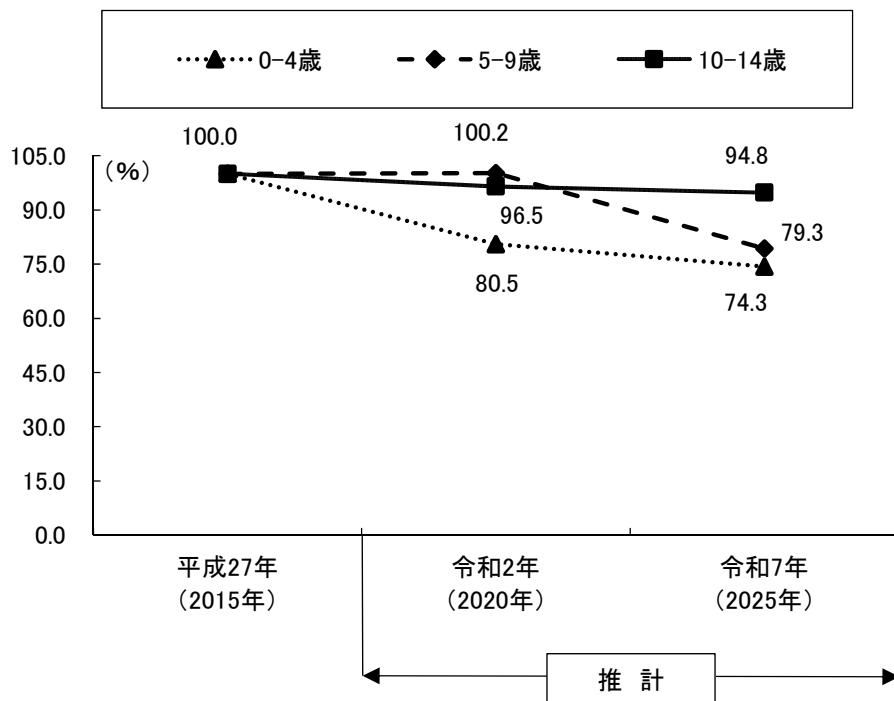


資料：国勢調査

※「年齢不詳」が存在することがあるため、年齢区分別人口の合計と総人口が一致しない場合があります。

住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法※による推計結果からは、本町の年少人口の中では、特に0-4歳の減少率が大きくなることが予想されます。

■年少人口の推移■



(単位: 人・%)

	実績	推計		平成27年を100とした伸び率		
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)
0-4歳	569	458	423	100.0	80.5	74.3
5-9歳	560	561	444	100.0	100.2	79.3
10-14歳	596	575	565	100.0	96.5	94.8

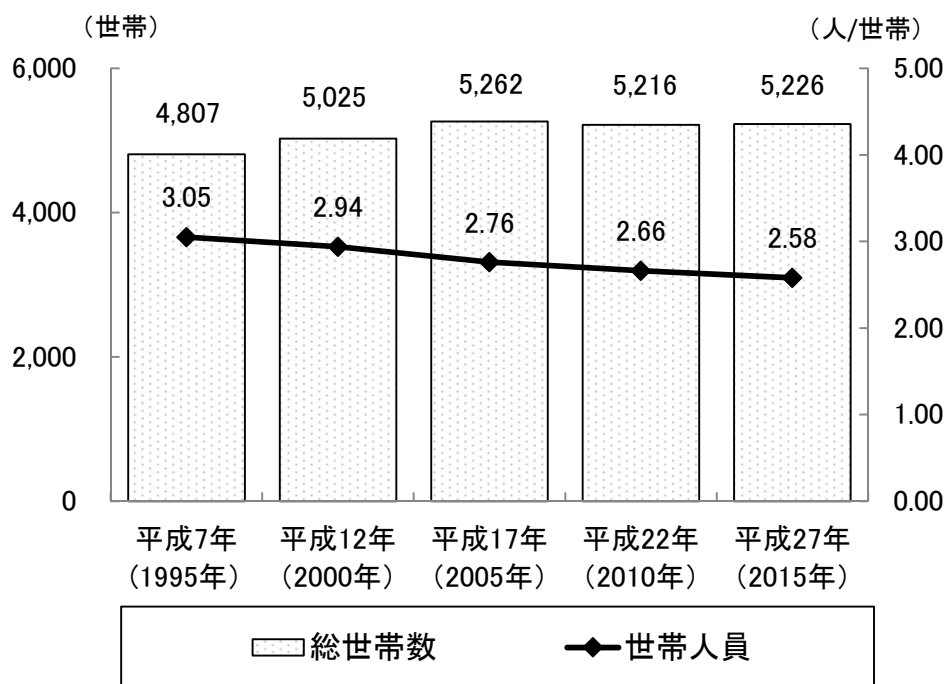
※コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から一定期間における人口の変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 総世帯数の推移

総世帯は、平成17年までは増加していますが、平成22年には若干の減少に転じ、その後横ばいとなっています。また、一世帯当たりの世帯人員は年々減少しています。

■ 総世帯数及び世帯人員の推移 ■

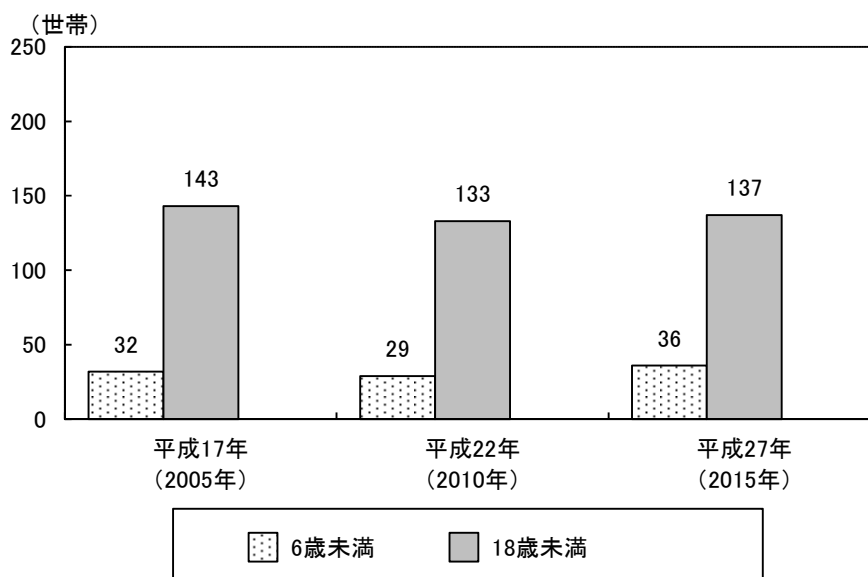


資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯は、平成17年以降横ばいで推移しています。

■ 6歳未満・18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移 ■

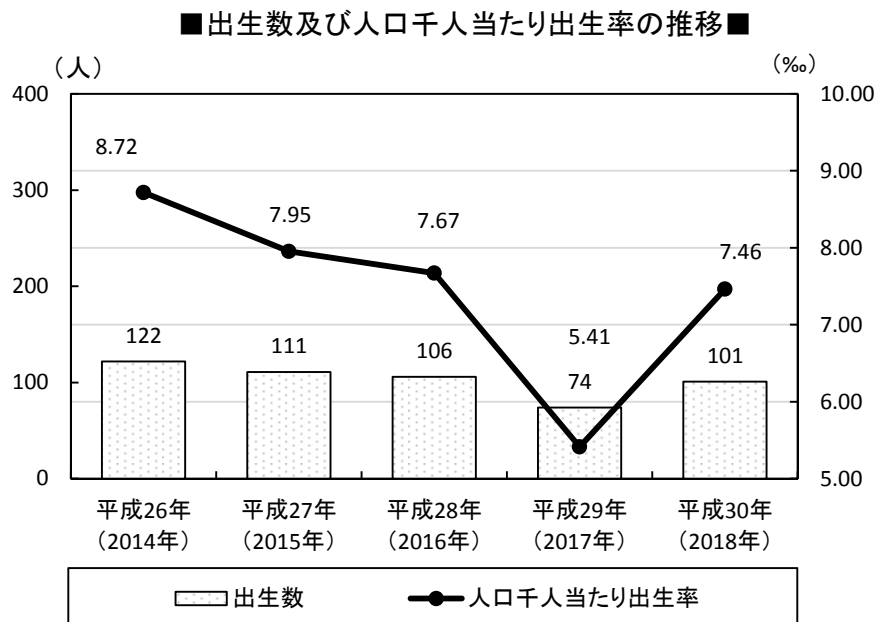


資料：国勢調査

(4) 出生の動向

平成30年の出生数は101人、人口千人当たり出生率は7.46‰となっています。

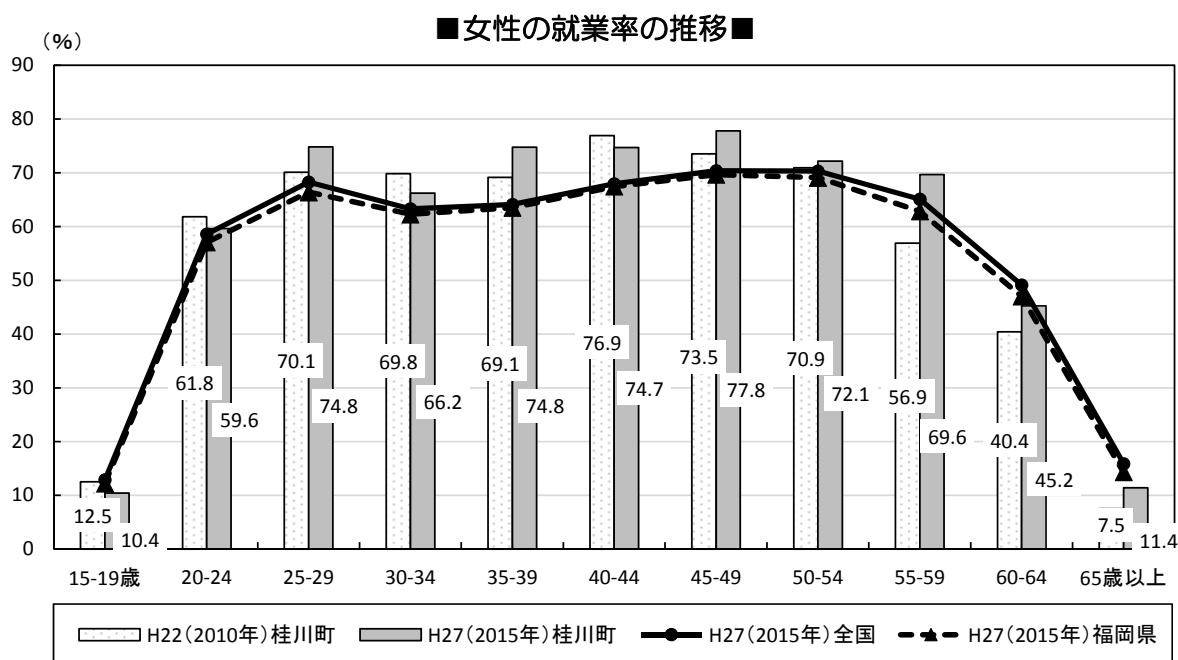
近年の推移をみると、平成27年以降、出生数、出生率ともに減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

(5) 女性の就労状況

本町の女性の就業率を福岡県と比較してみると、20歳代から50歳代にかけて本町の実業率が高く、特に20歳代後半及び30代から40歳代前半の女性の就業率が高いことがわかります。



資料：国勢調査

2. 教育・保育施設の状況

(1) 保育所

現在、本町には公立保育所が2園、私立保育園が1園あります。

令和元年5月1日時点では、定員数 350 人に対し児童数 357 人で、入所率は 102.0% となっています。

■保育所の状況■

(令和元年5月1日現在)

区分	保育所数 (力所)	定員数 (人)	児童数 年齢別			合計 (人)	入所率 (児童数 /定員) (%)
			0歳	1—2 歳	3—5 歳		
令和元年度	3	350	21	111	225	357	102.0

資料:桂川町

(2) 幼稚園

現在、本町には1園の公立幼稚園があり、令和元年度入園率は減少傾向にあり、令和元年5月1日時点では、定員数120人に対し児童数52人で、入所率は43.33%となっています。

■幼稚園の状況■

(令和元年5月1日現在)

区分	幼稚園 数 (力所)	定員数 (人)	児童数 年齢別			合計 (人)	入所率 (児童数 /定員) (%)
			3歳	4歳	5歳		
令和元年度	1	120	11	18	23	52	43.33

資料:桂川町

[参考] 教育・保育施設在籍児童数 (令和元年5月1日現在)

(単位:人)

施設名		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	受託児童を除く、 桂川町在籍児数
就学前児童	土師保育所	120	6	16	18	27	28	18	113	110
	吉隈保育所	110	4	16	15	27	28	22	112	107
	善来寺保育園	120	11	22	24	26	26	23	132	127
	3園合計	350	21	54	57	80	82	63	357	334
	桂川幼稚園	120	-	-	-	11	18	23	52	52

資料:桂川町

3. ニーズ調査結果からみた子育て家庭の状況

(1) 調査の目的

本調査は、平成 26 年度に策定した桂川町子ども・子育て支援事業計画が、平成 31 年度に計画期間の終了年度を迎えるため、子ども・子育て支援法等の関連法に基づいて第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、新たにニーズ量の推計を行うことを目的として実施しました。

(2) 調査設計

①調査対象地域

町内全域

②調査対象

桂川町に居住する就学前（0歳～小学校入学前）児童の保護者及び小学生児童の保護者

1) 就学前児童保護者 : 462 件

2) 小学生児童保護者 : 513 件

③調査方法

町内の保育園・幼稚園、小学校を通じた配布・回収、郵送配布・郵送回収の併用

④調査期間

1) 就学前児童保護者 : 令和元年 7 月 3 日（水）～令和元年 7 月 17 日（水）

2) 小学生児童保護者 : 令和元年 7 月 3 日（水）～令和元年 7 月 17 日（水）

(3) 回収結果

1) 就学前児童保護者 : 回収票 391 件（有効回収率 84.6%）

2) 小学生児童保護者 : 回収票 380 件（有効回収率 74.1%）

(4) 図表の見方

①図表中の回答者数は「n」で表しています。

②回答は、回答者数を基数とした百分率（%）で表し、小数第二位を四捨五入しました。このため百分率の合計が 100%にならないことがあります。

③2つ以上の複数回答ができる設問では、回答率が 100%を超えることがあります。

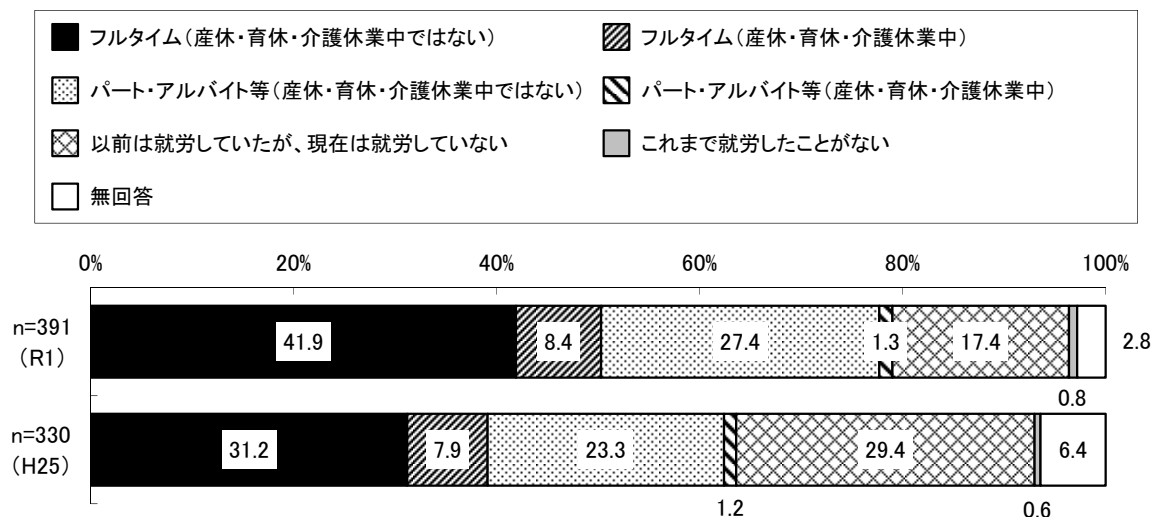
④集計の選択肢表現は、コンピュータ入力の都合上、調査票の回答選択肢を短縮して表記している場合があります。

⑤図表中には、回答者数が非常に少ない場合があります。このような場合には、回答比率の数字が動きやすく、厳密な比較をすることが難しいので、回答の傾向をみる程度になります。

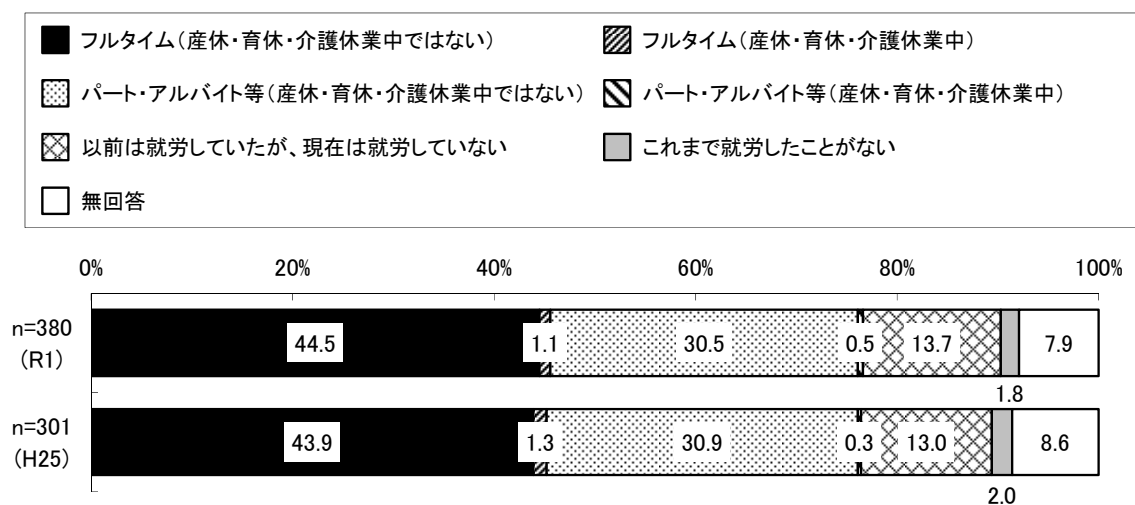
(5) 調査結果

①母親の就労状況[就学前児童保護者：問9①、小学生児童保護者：問9①]

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】

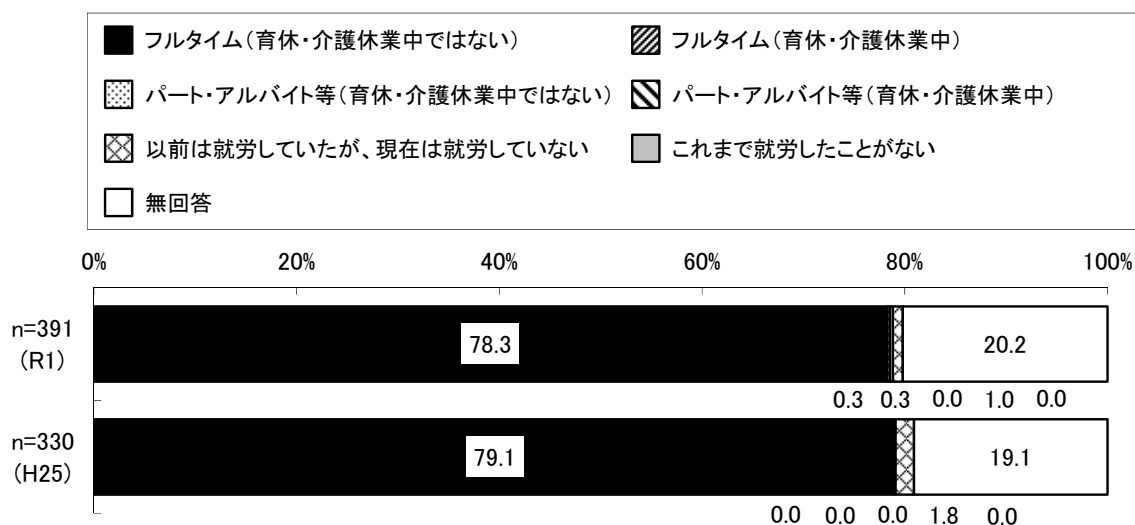


母親の就労状況は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(就学前児童保護者 41.9%、小学生児童保護者 44.5%) が最も多くなっています。次いで就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(就学前児童保護者 27.4%、小学生児童保護者 30.5%) が続いています。

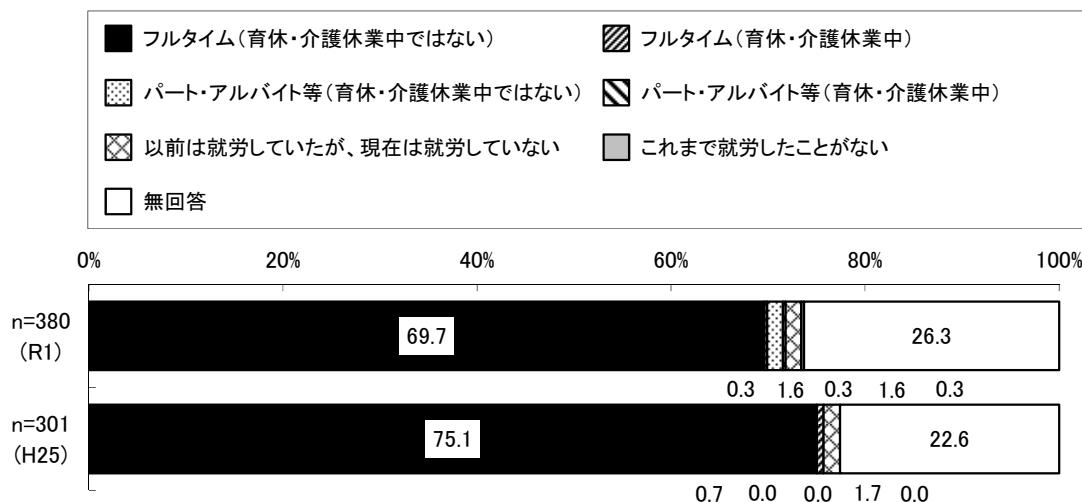
前回調査結果との比較では、小学生児童保護者では大きな差はみられませんが、就学前児童保護者で、フルタイムを中心に就労している人の割合が高くなっています。

②父親の就労状況[就学前児童保護者：問9②、小学生児童保護者：問9②]

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】

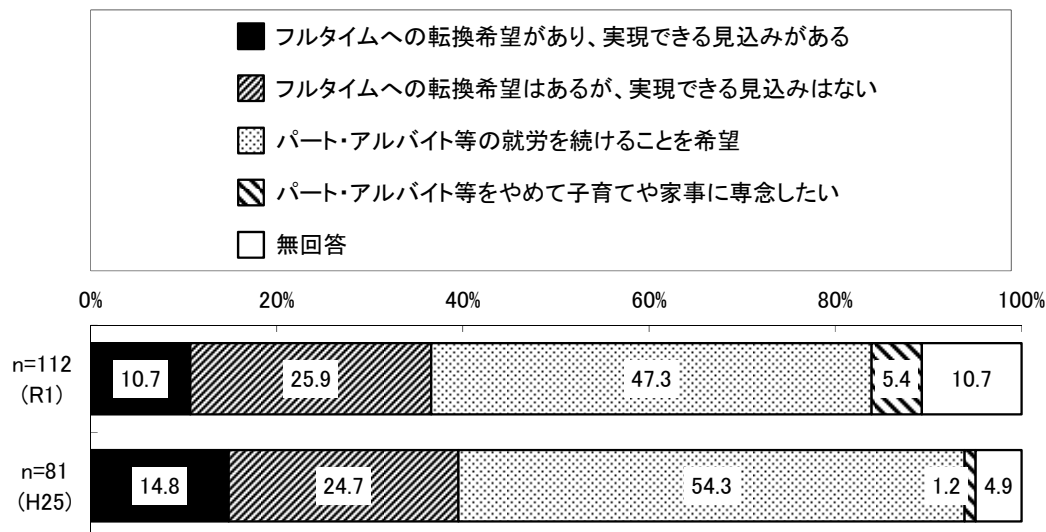


父親の就労状況では、就学前児童保護者、小学生児童保護者のいずれも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（就学前児童保護者 78.3%、小学生児童保護者 69.7%）が高い割合を占めています。

前回調査結果との比較では、特に大きな差はみられませんでした。

③フルタイムへの転換希望

1) 母親



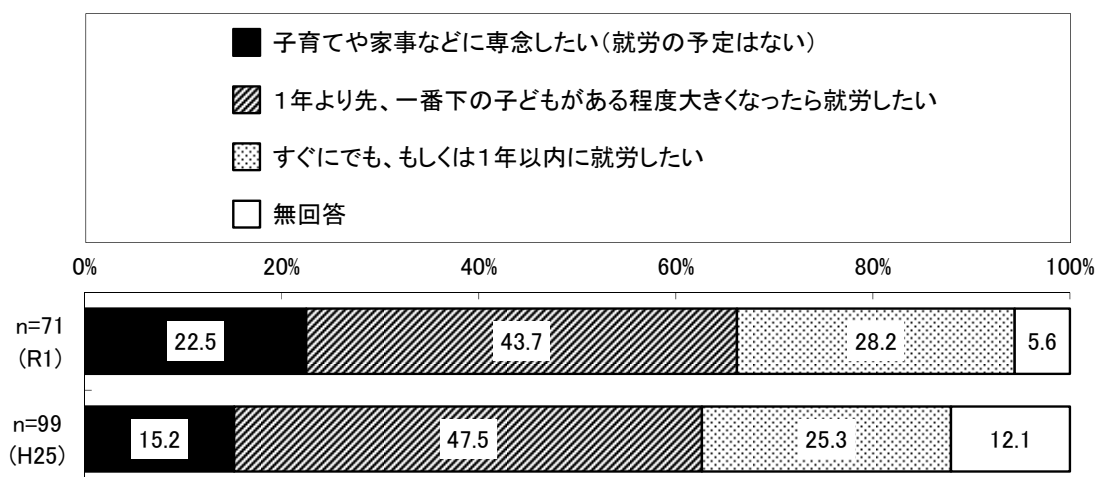
パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」（47.3%）が最も多くなっています。

一方、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」（10.7%）と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（25.9%）をあわせると、フルタイムへの転換希望者は36.6%となっています。

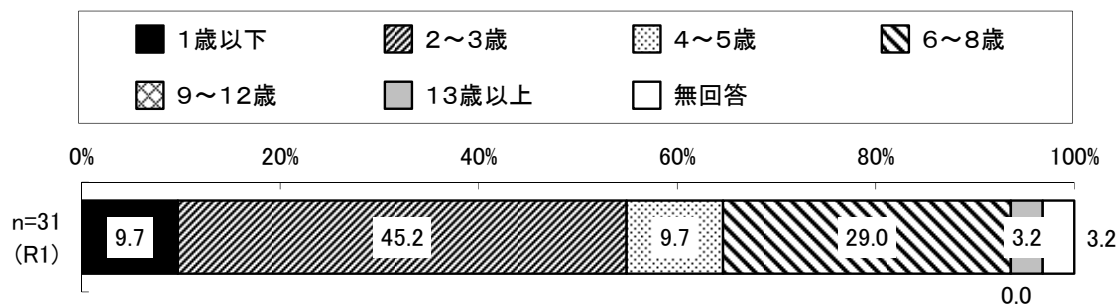
前回調査結果と比較すると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」する割合が、今回低くなっています。

④就労希望（未就労者）

【就労希望】



【子どもの年齢】

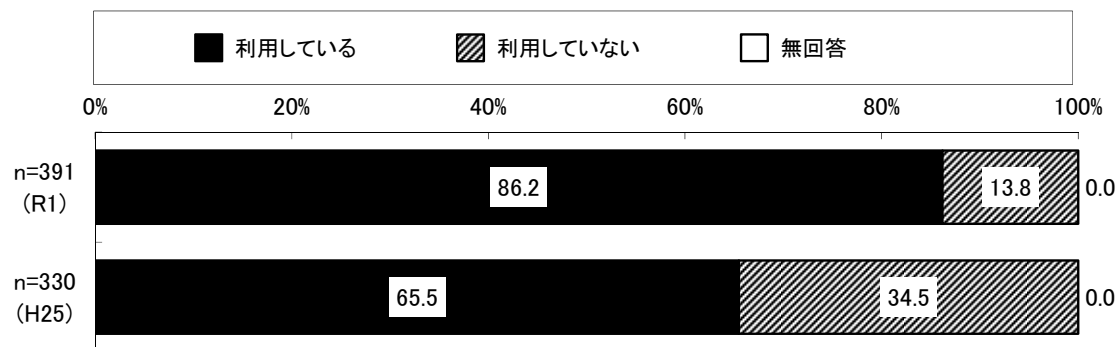


就労していない母親の就労希望については、「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったら就労したい」（43.7％）が最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（28.2％）、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（22.5％）となっており、就労希望者は71.9％となっています。

「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったら就労したい」と回答した人に、一番下の子どもが何歳になったら就労したいかたずねたところ、「2～3歳」（45.2％）が最も多く、次いで「6～8歳」（29.0％）となっています。

母親の就労希望を前回調査結果と比較すると、今回「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が高くなっています。

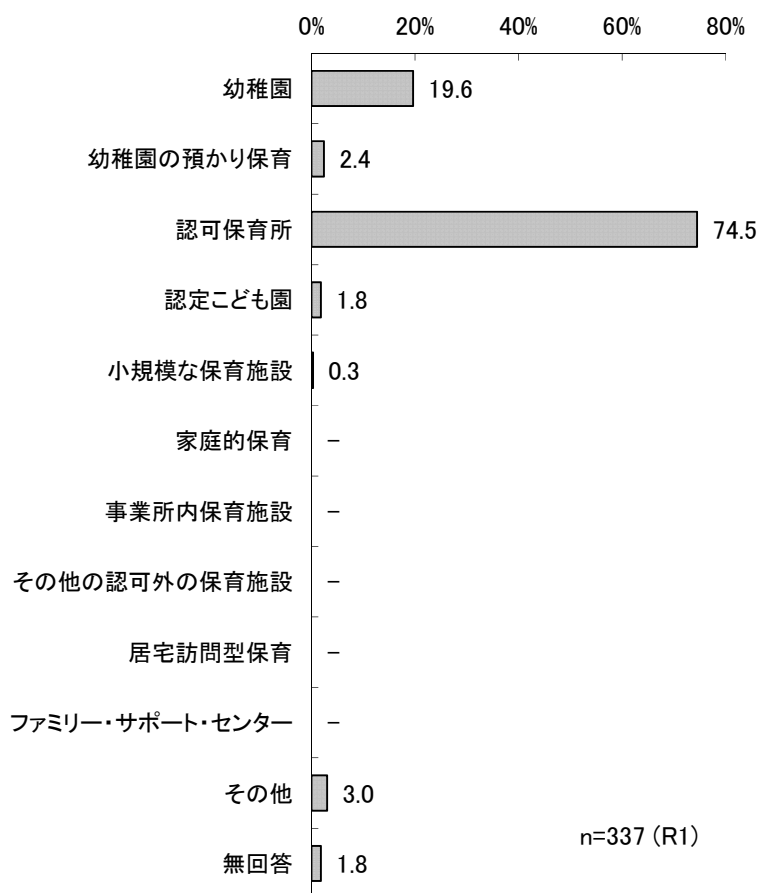
⑤平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」（86.2％）が9割近くを占めています。

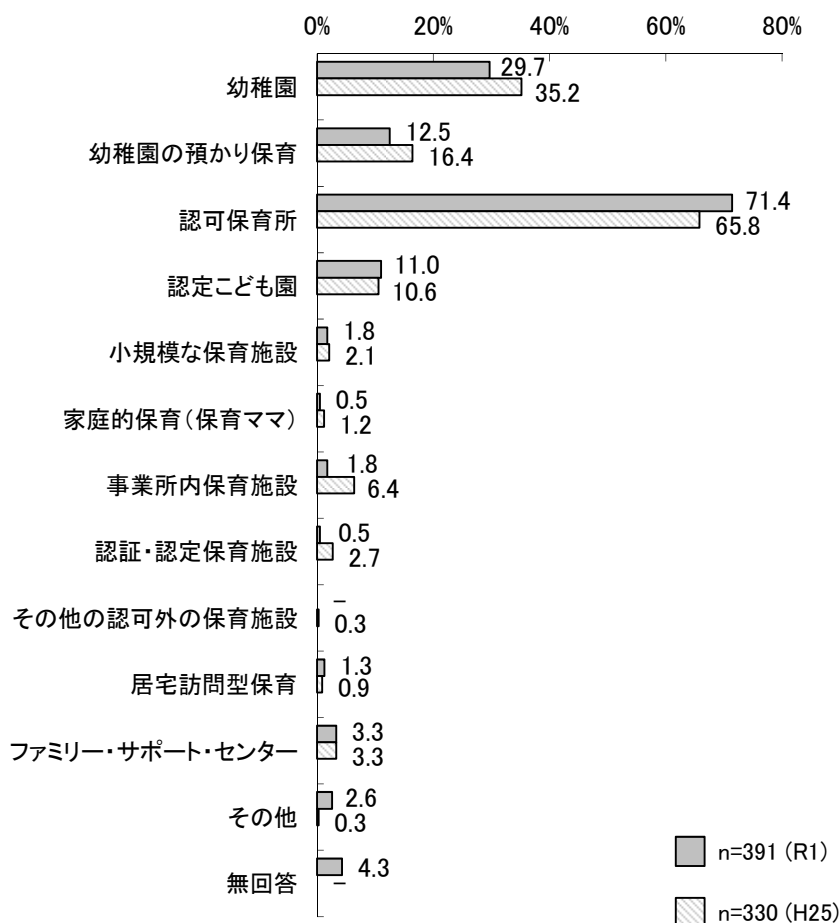
前回調査結果との比較では、今回「利用している」割合が大きく伸びています。

⑥年間を通じて平日に定期的に利用している事業



平日の定期的な教育・保育事業を利用している人に、利用している事業の種類をたずねた結果、「認可保育所」（74.5%）が最も多く、次いで「幼稚園」（19.6%）となっています。

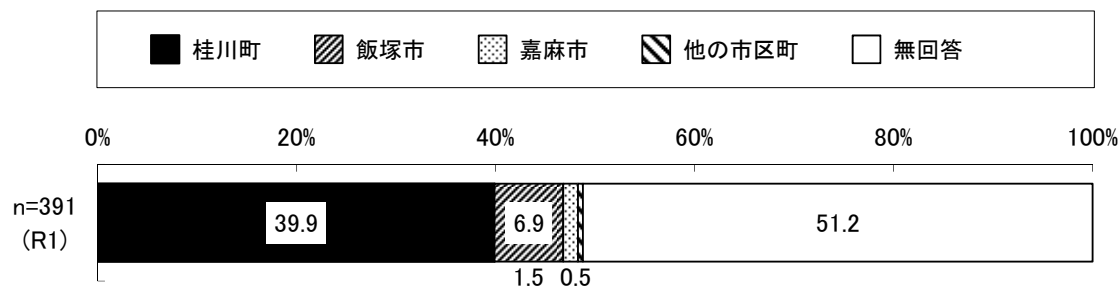
⑦定期的に利用したいと考える事業



平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業では、「認可保育所」(71.4%)が最も多く、次いで「幼稚園」(29.7%)、「幼稚園の預かり保育」(12.5%)となっています。

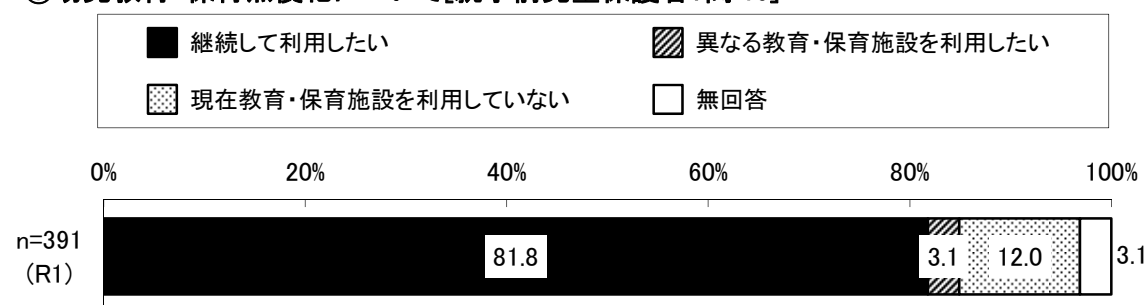
前回調査結果との比較では、今回「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の割合がやや低く、「認可保育所」の割合が高くなっています。

⑧教育・保育事業を利用したい場所



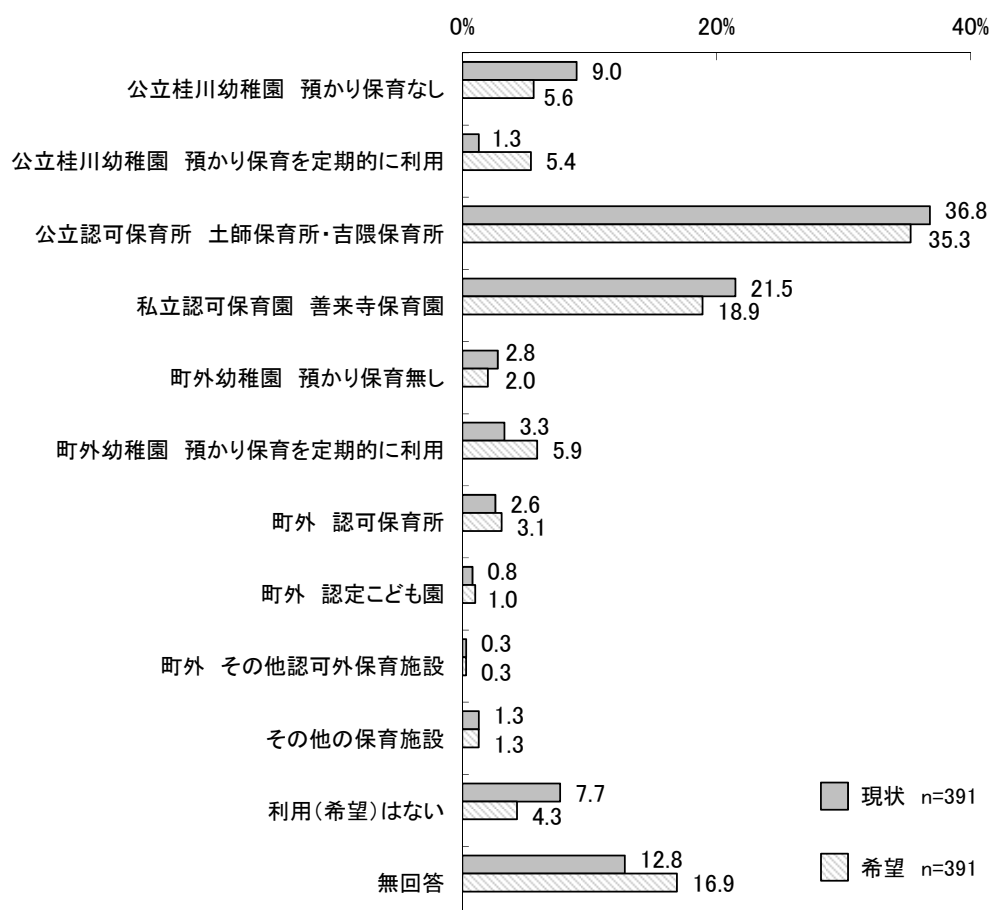
平日の定期的な教育・保育事業を利用したい場所は「桂川町」(39.9%)が最も多く、次いで「飯塚市」(6.9%)、「嘉麻市」(1.5%)、「他の市町村」(0.5%)となっています。

⑨幼児教育・保育無償化について[就学前児童保護者：問 19]



幼児教育・保育の無償化が実施された場合の教育・保育施設の利用についてたずねたところ、「継続して利用したい」（81.8%）が最も多く、次いで「現在教育・保育施設を利用していない」（12.0%）、「異なる教育・保育施設を利用したい」（3.1%）となっています。

⑩幼児教育・保育無償化が実施された場合の希望[就学前児童保護者：問 20]



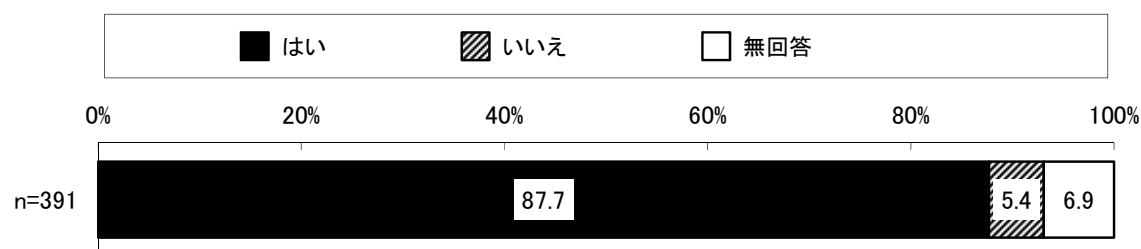
現状で希望する施設は、「公立認可保育所 土師保育所・吉隈保育所」（36.8%）が最も多く、次いで「私立認可保育園 善来寺保育園」（21.5%）となっています。

幼児教育・保育の無償化が実施された場合に希望する施設についても「公立認可保育所 土師保育所・吉隈保育所」（35.3%）が最も多く、次いで「私立認可保育園 善来寺保育園」（18.9%）となっています。

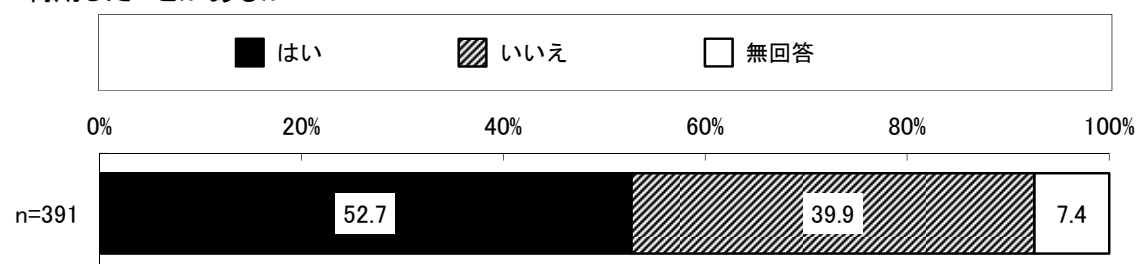
幼児教育・保育の無償化が実施される前と後で特に大きな差はみられませんが、無償化後の「公立桂川幼稚園 預かり保育を定期的に利用」の割合が、実施前に比べやや高くなっています。

⑪子育て支援センター（ひまわりのたね）について[就学前児童保護者：問 14]

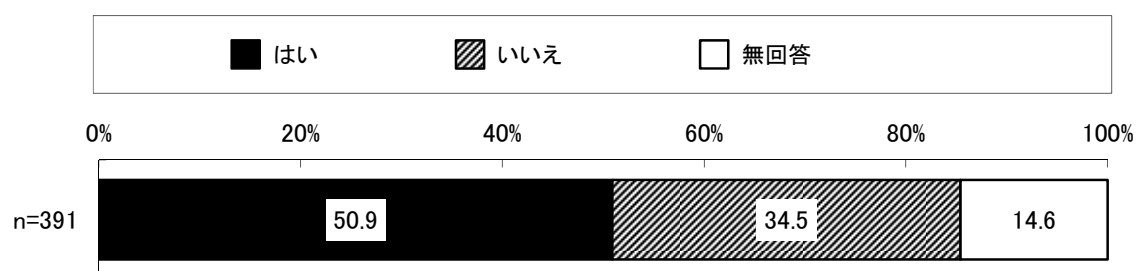
・知っているか



・利用したことがあるか



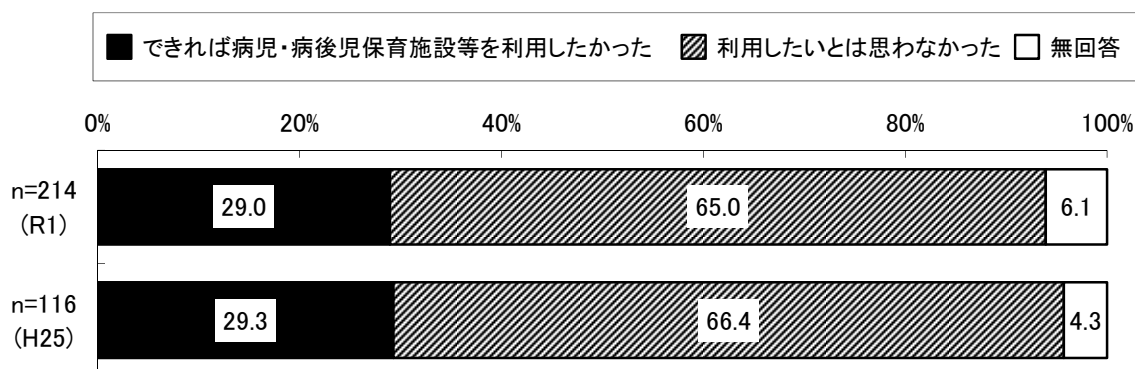
・今後、利用したいか



子育て支援センター（ひまわりのたね）についてたずねたところ、認知度（知っている）では「はい」が87.7%、「いいえ」が5.4%となっており、利用経験（利用したことがあるか）では「はい」が52.7%、「いいえ」が39.9%となっています。

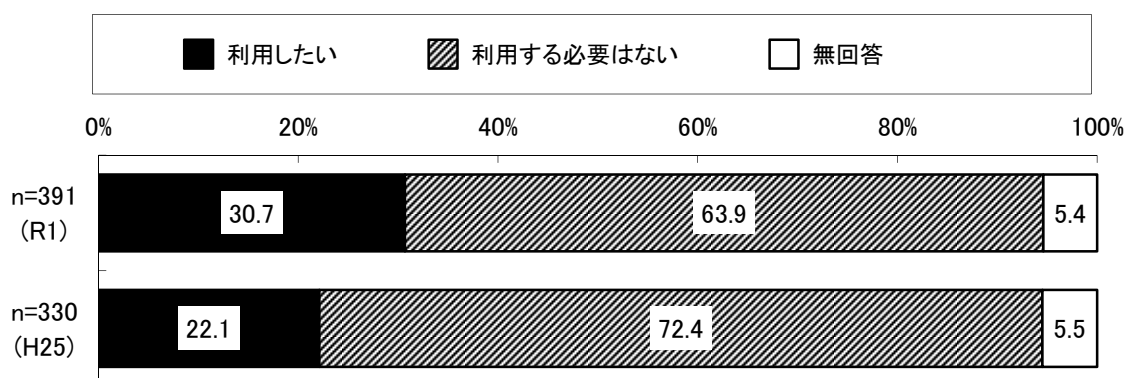
また、今後の利用意向（今後利用したいか）は、「はい」が50.9%、「いいえ」は34.5%となっています。

⑫できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったこと

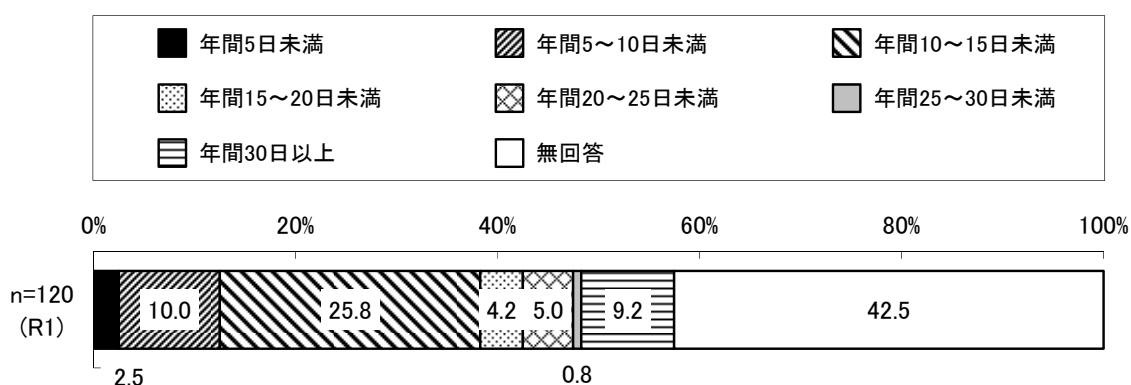


子どもの病気等で教育・保育事業を利用できなかった時の対処として母親・父親が休んだと回答した人に、できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったかたずねたところ、「できれば病児・病後児保育施設を利用したかった」との回答は29.0%となっています。

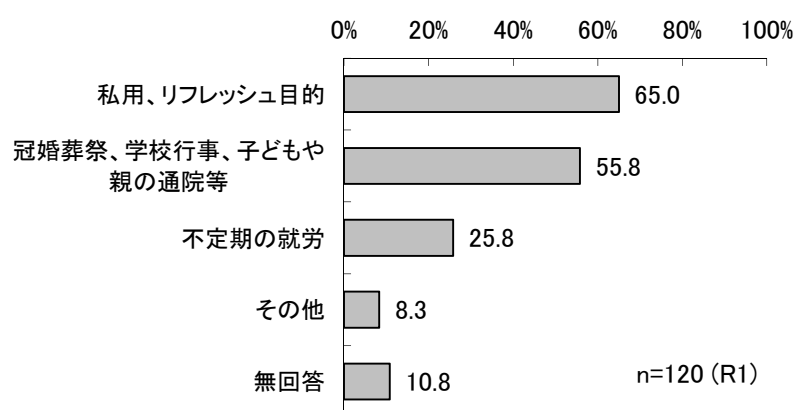
⑬私用等の理由で事業を利用する必要があると思うか



【利用したい場合の希望日数(年間)】



【利用したい場合の目的】



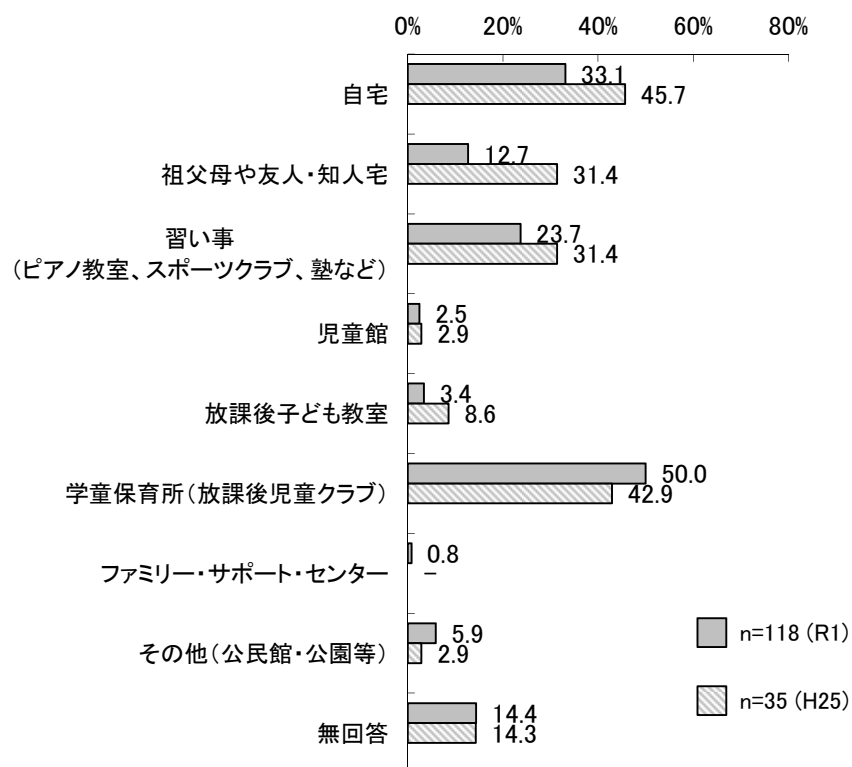
私用等の理由で事業を利用する必要があるかたずねたところ、「利用したい」が30.7%、「利用する必要はない」が63.9%となっています。

利用したい場合の希望日数（年間）では「年間 10～15 日未満」（25.8%）が最も多く、利用目的では「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ目的」（65.0%）、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」（55.8%）が5割を超えています。

前回調査結果との比較では、今回「利用したい」の割合が高くなっています。



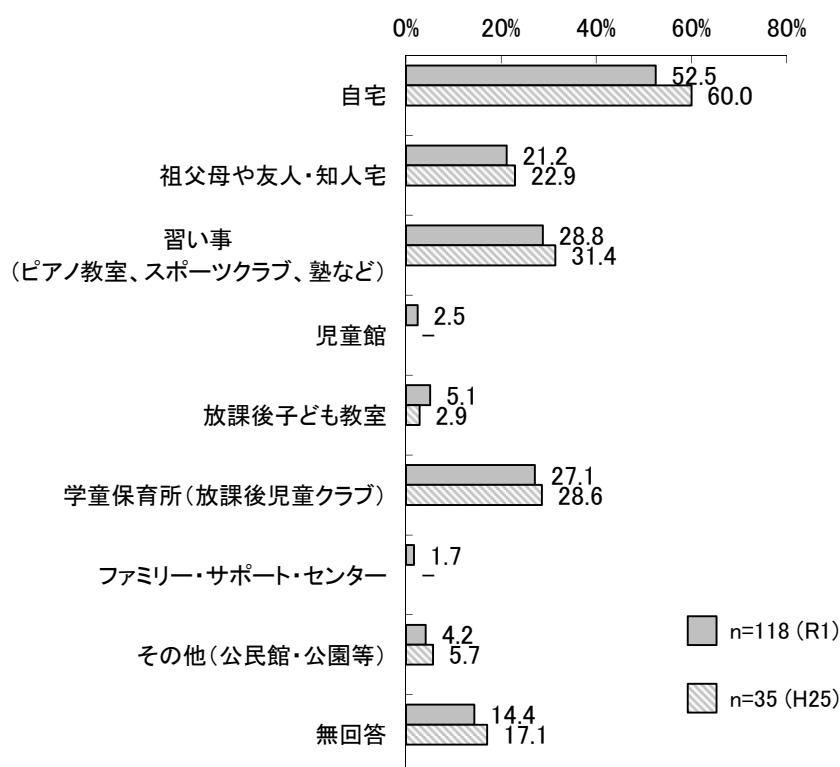
⑭小学校低学年の放課後の過ごし方の希望場所



子どもが5歳以上の保護者に、小学校低学年になった際に放課後どのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、「学童保育所（放課後児童クラブ）」（50.0%）が最も多く、次いで「自宅」（33.1%）となっています。

前回調査結果との比較では、今回「自宅」「祖父母や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、塾など）」「放課後子ども教室」などの割合が低く、「学童保育所（放課後児童クラブ）」の割合が高くなっています。

⑮ 小学校高学年の放課後の過ごしませ方の希望場所

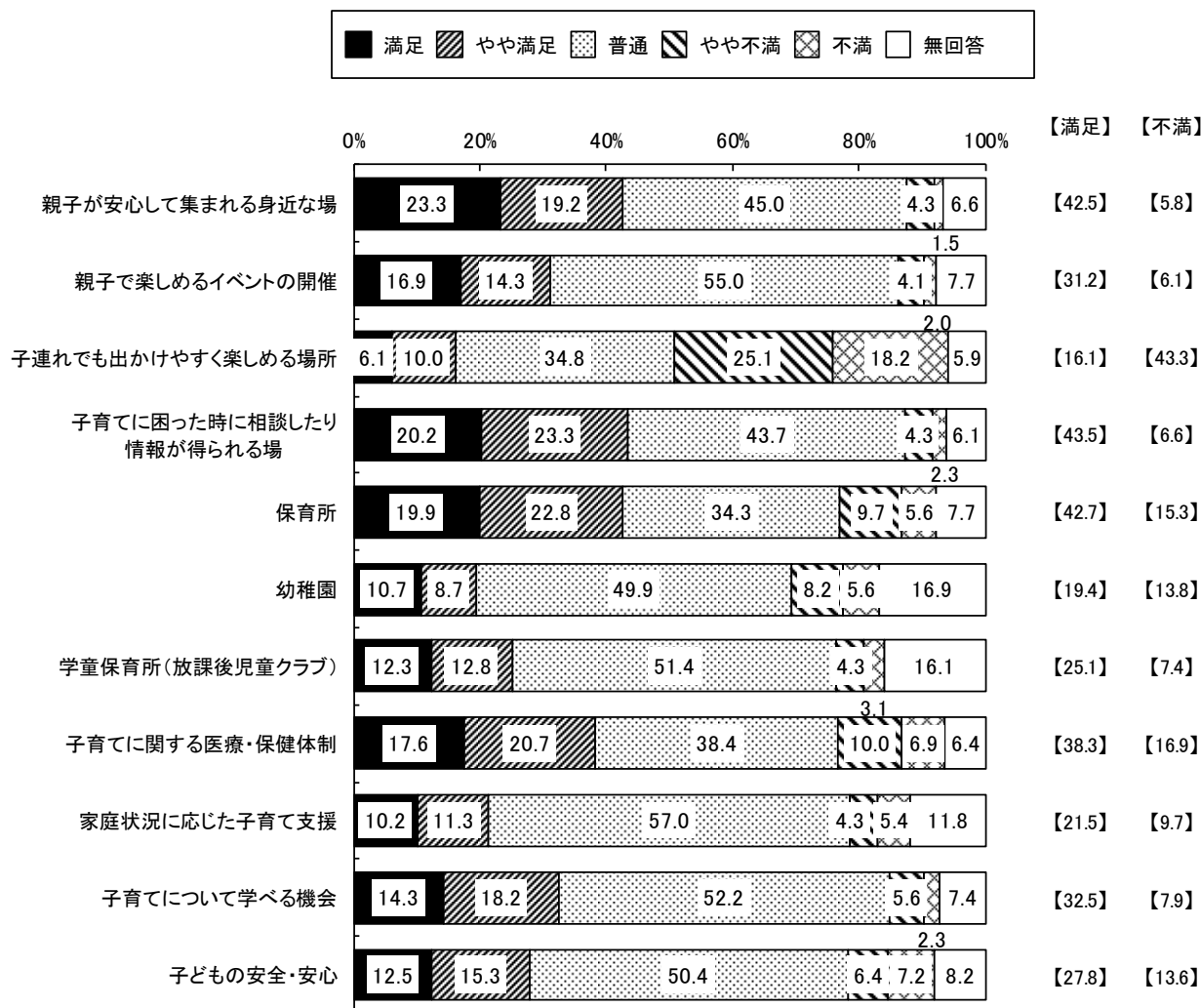


子どもが5歳以上の保護者に、小学校高学年になった際に放課後どのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、「自宅」(52.5%)が最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、塾など)」(28.8%)、「学童保育所(放課後児童クラブ)」(27.1%)となっています。

前回調査結果との比較では、今回「自宅」の割合が低くなっています。

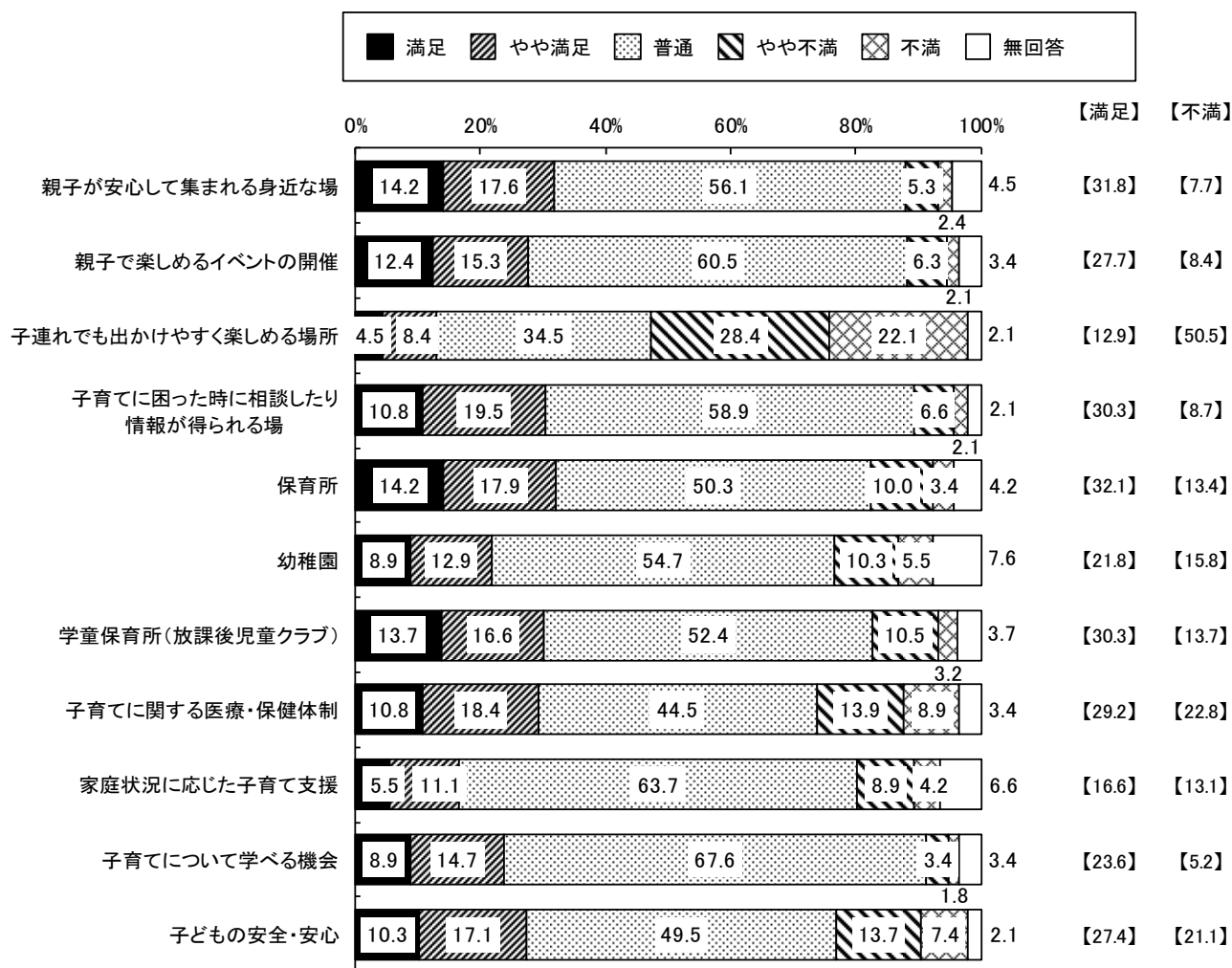
⑩桂川町の子育て環境や支援の満足度[就学前児童保護者:問32、小学生児童保護者:問20]

【就学前児童保護者】



n=391

【小学生児童保護者】



n=380

桂川町の子育て環境や支援の満足度についてたずねたところ、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともにどの項目においても「普通」の割合が高くなっています。また、『満足』（「満足」＋「やや満足」）と『不満』（「やや不満」＋「不満」）を比較すると、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」では、『不満』の割合が就学前児童保護者 43.3%、小学生児童保護者 50.5%と、他の項目に比べて高くなっています。

4. 桂川町の子ども・子育てをめぐる課題の整理

- 本町の女性の就業率は、20 歳代から 50 歳代にかけて福岡県と比較して本町が高くなっており、特に 20 歳代後半及び 30 代から 40 歳代前半の子育て中の女性の就業率が高くなっています。また、ニーズ調査結果からは、就学前児童の母親では、前回に比べフルタイムを中心に就労している人の割合が高くなっています。このほか、現在の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」(86.2%) が9割近くを占め、前回調査結果との比較でも「利用している」割合が大きく伸びています。これらのことから、就学前児童の母親の就労状況、および就労意向は高いものと考えられ、子どもの保育に関するニーズは高く、これに対応する保育サービス量の提供が必要となっています。
- 平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業では、「認可保育所」(71.4%) が最も多くなっています。
- 「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の利用意向は、前回調査と比較してやや低くなっていますが、『幼児教育・保育無償化』が実施された場合、預かり保育を含めた利用意向が現状に比べやや高くなっていることから、今後のニーズの推移について検討する必要があると考えられます。
- 私用等の理由で事業を利用する必要があるかたずねたところ、「利用したい」が 30.7%、「利用する必要はない」が 63.9%となっていますが、前回調査結果との比較では、今回「利用したい」の割合が高くなっています。
- 小学校低学年の放課後における子どもの居場所についての希望では、今回「自宅」「祖父母や友人・知人宅」「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、塾など)」「放課後子ども教室」などの割合が低く、「学童保育所(放課後児童クラブ)」の割合が高くなっています。
- 子育て支援センター(ひまわりのたね)について、就学前児童の保護者の認知度は 87.7%と高くなっていますが、利用経験や今後の利用意向では、半数程度に留まっています。
- 桂川町の子育て支援に対する評価では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場」で不満とする割合が、他の項目に比べ高くなっています。また、子育てしやすいまちとしての評価と関連している「子育てに関する医療・保健体制」「子どもの安全・安心」などについて、住民の満足度を高める施策の検討を行っていく必要があると考えられます。



第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

**みんなで応援 すくすく桂川っ子
～親も子も笑顔あふれるまち “けいせん”～**

本計画の基本理念は、前回の国の「基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「桂川町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ、計画への基本的なビジョンを明確にした上で設定された、第1期計画の基本理念を踏襲します。

2. 基本目標

基本理念のもと、本町の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を以下のよう

目標1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に、地域の関わりが重要であるという視点、教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる視点
- ◆男女ともに、子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

目標2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できる場となるまちづくりを進めるという視点

目標3 地域の見守りと気づきで子どもたちの未来を創る

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備等、地域社会が子どもの成長に積極的に関われる環境整備の視点

目標4 安全・安心な子育て環境の整備を行う

- ◆障がいを持つ子どもなど、様々な特性を持つ子どもやその保護者が、安心して子育てができる環境整備の視点
- ◆児童虐待を防止し、すべての子どもが健やかに成長することを支える体制づくりの視点





第2部 各論



第1章 子ども・子育て支援事業に関する事業量見込みと

確保の方策

1. 教育・保育提供区域の設定及び認定区分について

(1) 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本町では「町全域」を教育・保育提供区域とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定にあたっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ基本的には「町全体」を提供区域とします。
- ただし、放課後児童健全育成事業（学童保育所（放課後児童クラブ））については、基本は「小学校区」とします。

第2部 各論

第1章 子ども・子育て支援事業に関する事業量見込みと確保の方策

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

	事業区分	区域設定	考え方
1	利用者支援事業	町全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、町内全域とする。
2	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
3	妊婦健康診査(桂川町妊婦健康診査)	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
4	乳児家庭全戸訪問事業 (桂川町乳児家庭全戸訪問事業)	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
5	養育支援訪問事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
6	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (桂川町子どもネットワーク会議)	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
7	子育て短期支援事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
8	ファミリー・サポート・センター事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
9	一時預かり事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
10	延長保育事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
11	病児保育事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
12	放課後児童健全育成事業 (桂川町学童保育所)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	町全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。



(2) 認定区分

教育・保育給付認定の区分については、以下のとおりです。

認定区分	対象児童 年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号認定①（幼稚園）＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所）＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2歳

なお、令和元年10月から、子育て世代の負担を軽くするために、幼児教育・保育無償化が実施されています。この制度では、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、認可外保育施設などを利用している、3～5歳児と、住民税非課税世帯の0～2歳児が対象となります。

今後は、この制度の周知と円滑な実施に努め、適切なサービスの給付を進めていく必要があります。



2. 幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育提供体制の確保

需要量については、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」について、ニーズ調査結果をもとに、桂川町に居住する子どもの「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

また、その需要量見込みに対して、「特定教育・保育施設 ※1）及び地域型保育事業 ※2）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

令和2年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望※3)	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		53人	(23)人	234人	129人	48人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1)	145人	194人		138人	35人
	地域型保育事業※2)	0人	0人		0人	0人
	合計②	145人	194人		138人	35人
②－①＝		92人	▲40人		9人	▲13人

令和3年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望※3)	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		46人	(20)人	204人	138人	48人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1)	145人	194人		138人	35人
	地域型保育事業※2)	0人	0人		0人	0人
	合計②	145人	194人		138人	35人
②－①＝		99人	▲10人		0人	▲13人

令和4年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望※3)	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		41人	(20)人	184人	142人	46人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1)	145人	194人		138人	35人
	地域型保育事業※2)	0人	0人		0人	0人
	合計②	145人	194人		138人	35人
②－①＝		104人	10人		▲4人	▲11人

第1章 子ども・子育て支援事業に関する事業量見込みと確保の方策

令和5年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望※3)	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		42人	(18)人	185人	138人	44人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1)	145人	194人		138人	35人
	地域型保育事業※2)	0人	0人		0人	0人
	合計②	145人	194人		138人	35人
②—①＝		103人	9人		0人	▲9人

令和6年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望※3)	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		43人	(18)人	190人	135人	44人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1)	145人	194人		138人	35人
	地域型保育事業※2)	0人	0人		0人	0人
	合計②	145人	194人		138人	35人
②—①＝		102人	4人		3人	▲9人

※1) 幼稚園、保育所、認定こども園(広域調整後の数字)

※2) 小規模保育※2、家庭的保育、居宅訪問型保育※3、事業所内保育※4施設(同上)

※3) 2号①の()内数字は2号②に合算した。

※1 特定教育・保育

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない(法第27条)。

※2 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業(法第7条)。

※3 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業(法第7条)。

※4 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業(法第7条)。

教育・保育については、現有施設において、認定区分・年齢区分毎に定員の弾力的な受け入れを行い、提供量を確保します。また、現有施設の運用変更や、新たな保育施設の設置等及び人材の確保について検討を行い、提供量不足の解消に努めていきます。

(2)教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設です。

現在本町に認定こども園はありませんが、今後の教育・保育ニーズの動向を注視しながら、必要に応じ、既存の幼稚園、保育所等に対し、認定こども園の移行に必要な施設・設備の整備や情報提供を行います。

(3)幼児教育・保育等の質の確保及び向上

ニーズ調査結果等から、保育等に関するニーズは高まっており、これらのニーズに対応した事業量の確保と質の向上により、子どもに対し質の高い教育・保育を提供するとともに、子育て支援及び保護者の就労等社会参加への促進、仕事と家庭との両立など、時代の要請に役立てていくことが求められています。

しかしながら、近年では教育・保育事業に従事する人材確保が厳しい状況にあり、今後必要とされるニーズ量の確保に向けて、人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

そのため、教育・保育にかかる人材確保の観点から、教育・保育施設において短大・大学等から教育実習を受け入れるとともに、保育士等の人材に関する情報提供・情報共有を行うなど、関係機関と連携した人材確保に努めます。また、保育士の就職に向けた補助や、教育・保育の質の向上に向けた研修等の支援を行っていきます。

さらに、幼児教育については、町立幼稚園であることの特性を生かし、小学校等との円滑な接続を推進する観点から、パンフレット等による連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成などの実施について、検討を進めていきます。

(4)産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果をもとに設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、適切な事業量確保のための方策について検討します。

特に、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）に認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できるよう、利用定員の確保に向けた保育の受け皿づくりについて、方策を検討していきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、桂川町に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

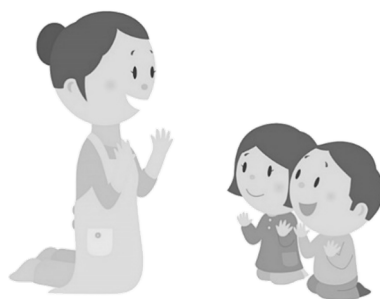
(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

【量の見込みと確保方策】

健康福祉課、学校教育課、子育て支援課、社会福祉協議会が連携して相談業務等にあたります。



(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

【事業概要】

子育て支援を目的に、地域の身近な場所で、子育て中の保護者と子どもの交流・育児相談・援助・情報提供を行う。

■対象

0歳児～就学前の児童とその保護者

■単位

人日／月（月あたりの延べ利用者数）

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	438 人日	453 人日	457 人日	445 人日	435 人日
②確保方策	438 人日	453 人日	500 人日	500 人日	500 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	43 人日	55 人日	65 人日

平成27年度より、子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター（ひまわりのたね）」を桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」内に設置、運営を開始しており、保護者の交流及びリフレッシュの場・機会を提供し、子育てに関する勉強会や講座、講演会を通じた地域での子育て支援を進めています。

今後は、関係機関と連携して子育て支援体制の充実を図るとともに、近隣市の支援センターとの相互利用等、関連施設や制度の利用促進に向けた情報発信等も行っていきます。また、令和2年度から施設改修等を検討し、子育て支援の充実を図ります。



(3) 妊婦健康診査(桂川町妊婦健康診査)

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

■対象

妊婦

■単位

人回／年（年間の延べ利用回数）

【量の見込みと確保方策】

人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	940 人回	910 人回	880 人回	860 人回	840 人回
②確保方策	1,316 人回	1,274 人回	1,232 人回	1,204 人回	1,176 人回
②－①＝	376 人回	364 人回	352 人回	344 人回	336 人回

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査補助券を配布し受診の奨励を継続して、妊娠期の健康の保持に努め、若年の妊婦・母親や育児に不安感を覚える母親等に対する支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(桂川町乳児家庭全戸訪問事業)

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

■対象

0歳児

■単位

人／年（年間の対象人数）

【量の見込みと確保方策】

人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	94 人	91 人	88 人	86 人	84 人
②確保方策	94 人	91 人	88 人	86 人	84 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

保健師等が対象乳児の家庭を訪問し、事業を継続します。

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

■対象

養育支援が必要な家庭

■単位

人／年（年間の対象人数）

【量の見込みと確保方策】

人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
②確保方策	10人	10人	10人	10人	10人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

養育支援の必要な保護者に対し、養育能力を向上させるための支援の充実に努めます。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（桂川町子どもネットワーク会議）

【事業概要】

虐待を受けている子どもを始め支援対象児童等の早期発見や適切な保護を目的とし、関係機関等の情報共有及び適切な連携を図るため、代表者会議を年に1回、実務者会議を3か月に1回実施するとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を実施し、支援対象児童等に対する支援内容の協議を行う。

■対象

支援対象児童等

■単位

開催回数／年（年間の代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議）

【量の見込みと確保方策】

人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10回	10回	10回	10回	10回
②確保方策	10回	10回	10回	10回	10回
②－①＝	0回	0回	0回	0回	0回

児童虐待に対する情報共有の場として、関係機関と一体となって取り組みます。

(7) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

■対象

0歳児～5歳児

■単位

人日／年（年間の延べ利用人数）

【量の見込みと確保方策】

人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
②－①＝	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日

今後もニーズの把握に努めるとともに、継続して関係機関と連携を行います。



(8)ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

■対象

1年生～6年生

■単位

人日／年（年間の延べ利用人数）

【量の見込みと確保方策】

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	168人日	182人日	172人日	163人日	142人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①＝	▲168人日	▲182人日	▲172人日	▲163人日	▲142人日
高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	191人日	174人日	176人日	167人日	181人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①＝	▲191人日	▲174人日	▲172人日	▲167人日	▲181人日

現在、本町では未実施です。ニーズ調査の結果からは、小学校低学年から高学年を通じた利用希望は3名のみの回答であったため、今後も町内でのニーズ把握に努め、事業の実施について引き続き検討していきます。



(9)－1 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育) 1号認定

【事業概要】

1号認定を受けた子どもを、通常の利用時間以外に、認定こども園や幼稚園において必要に応じ保育を行う。

■対象

3歳児～5歳児

■単位

人日／年（年間の延べ利用人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	272 人日	237 人日	212 人日	215 人日	222 人日
②確保方策	1,950 人日	1,950 人日	1,950 人日	1,950 人日	1,950 人日
②－①＝	1,678 人日	1,713 人日	1,738 人日	1,950 人日	1,728 人日

1号認定を受けた子どもの預かり保育については、町独自で利用料を無償として、保護者の利用ニーズに対応した保育の提供を実施します。

(9)－2 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)

2号認定で幼稚園希望

【事業概要】

1号認定を受けずに幼稚園を希望している2号認定の子どもを通常の利用時間以外に幼稚園で恒常的に保育を行う。

■対象

3歳児～5歳児

■単位

人日／年（年間の延べ利用人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,514 人日	3,932 人日	3,520 人日	3,577 人日	3,691 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	3,520 人日	3,577 人日	3,691 人日
②－①＝	▲4,514 人日	▲3,932 人日	0 人日	0 人日	0 人日

2号認定の子どもを対象とした預かり保育の実施については、保育の受け皿の確保として、待機児童対策の重要な役割であるため、長期休暇期間等の対応を含め、令和4年度からの実施に向けた検討を行い、利用ニーズに対応していきます。

(9)－3 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

【事業概要】

教育・保育認定を受けない子どもを保育所等で一時預かりする事業。

■対象

0歳児～5歳児

■単位

人日／年（年間の延べ利用人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,093 人日	1,983 人日	1,889 人日	1,877 人日	1,882 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	1,877 人日	1,882 人日
②－①＝	2,093 人日	1,983 人日	1,889 人日	0 人日	0 人日

既存施設の改修及び関係機関と連携した取組の検討を行い、利用者ニーズに対応していきます。

(10) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

■対象

0歳児～5歳児

■単位

人／年（年間の利用実人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30 人	29 人	27 人	27 人	27 人
②確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②－①＝	30 人	29 人	27 人	27 人	27 人

現在、本町では未実施です。ニーズ調査の結果からは、時間外の利用に対する希望は多くみられなかったため、今後も町内でのニーズ把握に努め、事業の実施について引き続き検討していきます。

(11) 病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を行う。

■対象

0歳児～5歳児、1年生～6年生

■単位

人日／年（年間の延べ利用人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	180人日	170人日	162人日	161人日	161人日
②確保方策	0人日	0人日	162人日	161人日	161人日
②－①＝	180人日	170人日	0人日	0人日	0人日

事業の実施について、医療機関と調整及び検討を行い、利用者ニーズに対応していきます。

(12) 放課後児童健全育成事業（桂川町学童保育所）

【事業概要】

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

■対象

1年生～6年生

■単位

人／年（年間の利用実人数）

【量の見込みと確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	170人	184人	174人	165人	144人
	高学年	97人	89人	90人	85人	92人
②確保方策		270人	270人	270人	270人	270人
②－①＝		3人	▲3人	6人	20人	34人

関係機関と連携し、放課後、週末及び長期休暇期間等における子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。また、学年ごとの定員については弾力的に受け入れを行い、施設の老朽化等の環境整備のほか、人材確保等についても検討していきます。

【放課後子ども教室について】

国の「新・放課後子ども総合プラン」では、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備等を進めることとなっています。

本町では、本計画期間内に放課後子ども教室と、放課後児童健全育成事業（桂川町学童保育所）との一体的な整備のあり方について、検討を進めていきます。

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設または特定子ども・子育て支援を受けた場合に、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する。

【量の見込みと確保方策】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、国の指針等に基づき、副食の提供に要する費用の助成に取り組んでいます。今後も、支援の必要な世帯の把握を進め、適切な支援の実施に努めていきます。

(14)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

【量の見込みと確保方策】

国の指針等に基づき、取り組んでいます。

第2章 その他の子ども・子育て支援施策 （次世代育成支援行動計画関連）

1. 子育て世帯への支援

（1）子育て支援サービスの充実

○子育て世代包括支援センターの開設について検討を行い、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、健康福祉課と子育て支援課の両面から支援が一体的に提供できるような体制の構築を目指します。そこでは、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行っていくこととし、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、切れ目ない支援を提供する体制づくりについて取組を進めます。

○すくすく広場は、個人託児や団体から利用申請があった時に貸出をしています。子育て支援の拠点として、今後も自由に利用できるようにしていきます。

（2）経済的負担の軽減

○離婚の増加等を背景に、子育てに対する経済的負担感を感じる世帯が増加しており、それに伴う子どもの貧困も深刻な問題となっています。本町では、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

○医療費の助成に関しては、平成28年10月に拡充を行っています。また、福岡県が令和3年度に対象を中学3年生まで拡大する方針を示していることから、今後の動向を注視しながら拡充に努めていきます。

○生活困窮者自立支援制度や、子どもの貧困対策に基づき、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。



（3）相談体制、情報提供の充実

- 地域子育て支援センターにおいて、身近な相談や情報の入手場所、保護者同士での交流場所や子育て支援講座を通じた保護者のリフレッシュ、ストレス発散の機会の提供を行っています。今後も、常駐保育士と保健師、栄養士、看護師等の専門職が連携して情報提供を行い、相談体制を充実させていきます。
- 保育所等においても、児童の心身の発達や、保護者からの相談に応じることのできる体制や保育士の質の向上が求められており、今後は保育士への質の向上に向けた支援に努めていきます。また、安心して子どもを産み育てることが出来るように、関係機関が情報を共有する等、相談や支援にあたりやすい体制を整えます。
- ピヨピヨ教室や離乳食教室等の各種教室では、保護者同士の顔つなぎの場という目的もあり、同じ月齢の子の保護者が集まり、保護者同士で情報交換等ができる機会としての役割も果たしています。現在、妊娠中の仲間づくりの機会はありませんが、母子手帳の交付は保健師が行い、気軽に相談ができるよう妊娠期からの関係づくりに努めます。
- 出産後はホルモンバランスの崩れや夜間の授乳などにより、出産前と比べて生活リズムが大きく変化するため、精神的にも不安になりがちです。妊娠中から出産後の生活のイメージができるように、母子手帳交付の際に、産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業等の支援体制についての情報提供も行います。



(4) 子育てを支える地域環境の形成

- 子育て支援グループ「トライアングル」は、親子の仲間づくりや子育ての相談、リフレッシュの場となっています。現在、親子の集う場所が新設され、新会員となる方が減少していますが、今後も活動が続けられるよう支援を行います。
- 子育て支援「W a - W a」では、子育て支援グループ「トライアングル」の託児回数が減少したことから、年8回実施していたリフレッシュ事業を毎月開催するようになりました。ファミリー・サポート・センター事業等の取組がスタートするまでは、子育て支援「W a - W a」の取組は必要であり、今後も個人託児や、団体からの託児依頼に対応していきます。
- 少子化が進む中、子ども会活動への参加ができない子どもが増えたこと、コミュニティの希薄化により、行事への参加も呼びかけにくくなったこと等から、子ども会が存続できない行政区が増加しています。そのような中、令和元年度に、1行政区で子ども会が復活し、活動再開になりました。今後も、少子化が進む中、子ども会が存続できない行政区の増加が予想されますが、地域コミュニティの形成は子育て支援の面からも必要であり、今後の継続に向けた支援を行っていきます。
- 桂川「ひまわり」アンビシャス広場については、地域に定着した事業として、評価されており、今後も継続していく必要があります。しかし、地域の連携も含め、推進員・ボランティアの人材確保はできていますが、今後は若い世代の人材確保・育成に向けた支援を行っていきます。
- 子育てを考える地域懇談会については、参加者数の減少により、各行政区での実施から7ブロックに分けての実施となっています。地域とのつながりの中で子どもを見守り、育むために必要な事業であり、参加者の増加に向けた実施方法等について、検討を行います。



2. 母子の健康の確保と増進（健やか親子 21）

（1）安心して妊娠、出産できる環境の整備

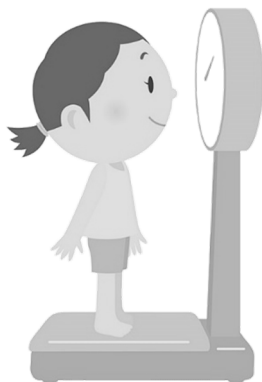
○子育て支援講座については、参加者にアンケートを実施し、講座の企画内容が利用者のニーズを満たすものとなるよう努めています。リピーターが多いため、参加者が偏りがちになることから、利用したことのない方にも支援センターを知ってもらえるように、周知を進めていきます。また、出産後の母親の不安軽減やストレス発散に繋がるような子育て支援講座の企画運営に努めます。

○母子保健事業に取り組む中で、産後の状態に合わせた支援体制を求める声があり、産後ケア事業を平成31年4月より開始しました。今後、必要な方に利用してもらえるように引き続き周知を行っていきます。また、母子健康手帳交付の際に産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業など、産後の支援体制について情報提供を行います。

（2）親子の健康の確保

○社会福祉協議会が行う子育て支援講座については、これまで主に子育て支援団体に属する方の参加が多い傾向にありましたが、団体自体の会員数が減り、講座への参加者も減ったことにより、規模を縮小する形で実施しています。平成27年度からは、社会福祉協議会が行っていた事業に代わり、子育て支援課にて子育て支援講座を企画運営しており、今後充実に努めていきます。

○母子保健事業を引き続き、関係制度に基づき実施していきます。母子手帳の交付の機会を活用し、子育てに関する情報の提供だけでなく、妊婦との関係づくりを行い、妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要なサポートができるように努めます。また、乳幼児健診においても、子どもの発達段階に応じたサポートができるように取り組みます。



（3）食育の推進

- 夏休み料理教室において、小中学生を対象に朝食メニューの調理実習を実施し、子どもたち自らが朝食を食べることを意識し、自分で朝食の準備ができるようになることを目的とした教室を開催しています。
- 3歳児健診において、食生活改善推進員の協力のもと簡単に作れる野菜メニューの試食を提供し、家庭でも野菜メニューを取り入れてもらえるよう取り組んでいます。今後も、3歳児健診での野菜メニューの試食や夏休み料理教室の取組を継続し、学童期からの食への関心や規則正しい生活リズムの確立を目指していきます。
- 食は成長・発達のためだけでなく、家族間のコミュニケーションのためにも大切な時間であるということを、乳幼児健診等で保護者に伝えるなど啓発に努めます。

3. 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備

（1）就学前教育の振興

- 平成28年度から、幼稚園では通園時間前後の預かりを実施しています。今後は、長期休業中の実施について、ニーズを踏まえたうえでの検討を行います。
- 幼稚園では、現在も小中学校との連携を進めていますが、今後は町立であることの長所を活かしながら、より連携を強化し、一貫したカリキュラムを作り上げていくことなどを検討していきます。また、こうした特徴について、保護者に対し積極的に情報提供を行います。

（2）教育環境及び青少年健全育成の推進

- 保育所では、中学生の職場体験や、高校生、大学生の実習の受け入れを行い、キャリア教育の推進を支援しています。今後も、これらの受け入れ体制の確保に取り組んでいきます。

（3）家庭の教育力の向上

- 現在、子どもの人口が減少すると同時に、地域の子ども会も減少し、地域での教育力が低下していますが、小学生読書リーダーの養成やアンビシャス広場・夢人未来塾等で、子ども達は、職場体験や社会体験、自然体験等様々な体験活動を行っています。また、学校、図書館においても、家庭読書（家読（うちどく））を推進して、家族間のコミュニケーションの場の拡大を図り、保護者と子の関わり等についての学習機会の充実と、家族間の交流の機会拡大を推進しており、今後も継続して実施します。

（4）思春期の保健対策

○学校の保健授業は、総合的な学習の時間及び学級活動の中で実施しており、性教育について、小学校では学期ごとに実施、中学校では学級活動での実施と、2年生では講演会を実施しています。また薬物に関しては、3年生を対象に講演会を実施し、保健体育の授業の中でもエイズをはじめとする性感染症、タバコ、薬物が人体に及ぼす影響などを学習しています。今後も、学校教育の中では、思春期の保健に関わる取組を進めていくとともに、近年問題となっている危険薬物等の使用予防や、メディアリテラシーに関する教育などを重視し、取組を進めていきます。

4. 子育てと社会参加の両立支援

（1）就業環境の整備

○近年では、近隣市町との協働によるセミナーの開催等の啓発活動も進めており、引き続き個人、事業主に向けた啓発活動を進めていきます。

（2）保育サービスの充実

○事業計画における量の見込みと確保の方策による需給計画を通して対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組に従い、内容を検討していきます。

○令和元年10月より実施された、幼児教育の無償化に伴う新制度の周知や円滑な事業実施が、当面の課題となります。

○新規事業（短期支援事業・休日子育て事業等）について、ホームページやチラシ及び広報で周知していますが、ホームページ上での新着ニュース等については未着手であり、今後検討を行います。

（3）学童保育所（放課後児童クラブ）の充実

○学童保育所については、趣向を凝らした行事を取り入れ、安全の確保と健全育成の保育体制に努めています。また、「夏休みのみ」の利用受け入れを、平成30年度から実施しています。しかし、利用者は年々増加しており、桂川学童では、1施設での受け入れができないため、利用施設を分散化しているほか、施設、設備の不足・老朽化等の問題があります。よって第1期計画時と同様に、現行の事業の充実と併せ、施設の分散化や施設及び設備の老朽化等への取組について検討を行います。

○家庭学習の定着を目的として学習支援事業を実施していますが、講師の確保が課題となっているため、今後確保方策についての検討を行います。

5. 専門的な支援を必要とする子ども等への支援の充実

（1）児童虐待防止対策の充実

①相談体制の整備や関係機関との連携強化

○「桂川町子どもネットワーク会議」の効果的な運営や虐待相談等に組織的に対応するため、研修等により職員の資質の向上に努め、体制強化を図ってきました。今後も「桂川町子どもネットワーク会議」の体制強化に努めます。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、状況把握・支援課題の確認、支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、関係機関がその役割に基づき対応にあたることができるよう、必要な調整を行っていきます。

○健康福祉課で把握した要保護世帯、特定妊婦に関する情報は、子育て支援課、関係各課、関係機関と共有し、支援の方向性を決めるようにしています。また、学校・保育所等は、保護者からの開示の求めや、子どもからの虐待の申出等の情報に細心の留意を払い、関係機関と連携しながら対応します。今後も引き続き、関係機関との情報共有、支援方針の共有に努め、顔が見える関係を作ります。

○子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他必要な支援に係る業務を適切に行うための拠点となる、子ども家庭総合支援拠点の整備について検討を行います。設置にあたっては、子育てに関する包括的な支援を行う子育て世代包括支援センターと連携を図り、一体的な取組を進めていきます。

②発生予防、早期発見、早期対応等

○近隣市や関係機関と「児童虐待防止に関する協定」を締結し、関係機関が連携して児童虐待に迅速に対応できる体制を整えました。面前DV等についても虐待であることが認識され、徐々に通報等も増えてきています。今後は「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を踏まえ、新たなルールを徹底し、関係機関が各々の責務を最大限果たし、連携を進めます。

○乳児家庭全戸訪問事業において全産婦に対し、エジンバラ産後うつ病質問票を実施し、育児手技だけでなく精神面での支援が適切なタイミングで行えるようにします。また、乳児家庭全戸訪問事業から産後サポートが必要な母子については、引き続き継続訪問等に取り組みます。産後、里帰りをしている家庭にも、自宅に戻ったら早期に訪問ができるようにします。

○医療機関と連携をとりながら、効果的な支援ができるよう連携体制の構築を図ります。

（2）ひとり親家庭等の自立支援

○ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育、保育事業の提供と併せ、就労支援等の制度周知も含め、事業を継続して実施します。

○保育所入所に関しては、就労支援という形で、利用調整の際にひとり親家庭が優遇されるような指数としており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、事業を継続して実施します。

（3）障がいのある子どもがいる家庭への支援

○障がい児については、健診時や保育所訪問等により、障がいを可能な限り早期に発見し、早期に各種サービスへつなぐことができるよう、関係機関と連携した支援体制の構築及び情報提供の充実に努めます。

○発達面において、個別対応が必要な児童の相談が増えているため、医師、臨床心理士、言語聴覚士による発達相談を実施しています。今後も専門家による相談支援体制を充実していくとともに、ノーマライゼーション※の理念のもと、社会全体で温かく見守りながら住み慣れた地域で健全な育成を支えることができるよう、居宅介護、児童発達支援、放課後等児童デイサービス、短期入所等の多様なサービスを活用し、障がい児及びその家族に寄り添った支援に努めます。

○保育所での障がい児受け入れについては、支援が必要な状態に応じて、保育士を追加配置し、可能な限り対応しています。保育士・幼稚園教諭が、それぞれの児童に合った適切な支援ができるよう、障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士による保育所等への巡回相談をはじめ、各施設で行われる研修会等を通じて質の確保に取り組みます。また、学童保育所においても、障がいや子どもの特性に応じた適切な対応ができるよう研修を行いながら職員の資質向上に努め、子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供していきます。

○本町では、平成 29 年度に飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークによる医療的ケアを必要とする人の地域支援に関する意見交換会を実施し、地域の課題の解決を目的とした専門部会を設置しました。今後も、関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行います。

※ ノーマライゼーション

「normalization = 標準化」という意味の通り、障がいの有無や、その程度に関係なく、誰もが同じように生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す考え方。

6. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進

(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

○国の方針に即して、主に啓発活動に取り組んできましたが、未だワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透しているとは言えない状況です。また、事業主（桂川町）として育児休業等の制度を導入しており、制度としては職員に周知はできていますが、利用しやすい環境整備は、完全とは言えない状況です。まずは、桂川町役場が率先して事業主としての取組を進めていきます。また、管理職はワーク・ライフ・バランス研修を受講し、職場環境の整備を進めます。

(2) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

○男性職員の配偶者が出産する際には、男性職員の育児参加のための休暇制度の周知を行い、積極的な取得を促します。また、休暇の取得を足掛かりに、ワーク・ライフ・バランスに対する意識向上を目指します。

7. 安全・安心まちづくりの推進

(1) 子どもの安全の確保

○子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察等の関係機関・団体が連携し、交通事故の減少に向けた取組を強化する必要があります。また、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが基本であり、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の充実、交通安全ポスターコンクールの実施を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の向上に努めます。

(2) 犯罪等の被害にあわないための環境の整備

○防犯対策については、「子ども 110 番の家」や、交通安全対策としての「交通安全指導」「交通安全啓発活動」等に取り組んでいます。「子ども 110 番の家」については、配布から年数が経過し、劣化が進んでいます。今後、再配布について検討が必要です。

○登下校時における子どもの安全の確保、子どもを犯罪等から守るための地域におけるあいさつ・声かけ運動や地域の防犯パトロール等の防犯活動、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに継続して努める等、地域全体で見守る体制づくりを推進します。

○隣近所との付き合いは希薄化しているものの、一方で近所や地域へ望む支援としては、「危険な目にあいそうな時の保護等」が圧倒的に多く、地域での見守りや気づきへの期待が大きくなっています。犯罪や事故を未然に防ぐためには、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要であり、「子育てを考える地域懇談会」の実施等を、今後とも継続していきます。

（3）子育てを支援する生活環境の整備

○児童遊園は、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場です。今後は児童遊園の集約とともに、老朽化設備の点検など計画的な維持・管理に努めます。

○道路における歩道の未設置区間については、歩道の設置を進めるとともに、バリアフリー化等の、歩行者にやさしい道路整備に努めます。



第3章 計画の推進に向けて

1. 関係機関等との連携

子どもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行い、連続性・一貫性のある保育・教育を提供するために、就学前の教育・保育施設と小学校、学童保育所（放課後児童クラブ）等の関係機関との連携が不可欠です。

本町においては、保育所、幼稚園及び小学校と中学校で行っている情報交換等の連絡会を継続するとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、実施主体間の連携の支援も推進します。

また、住民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるように、近隣の市町と迅速に調整等を行うよう努めます。

さらに、円滑な事務の実施を含め、庁内関係部署間及び県との間においても、必要な情報を共有し相互に密接な連携を図ります。

2. 計画の達成状況の点検・評価

本町では、「桂川町子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、この結果に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。

3. 家庭・地域・事業者・行政の役割

家庭の役割

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また家庭においては、家族を構成する一人ひとりがともに協力して子育てを進めることが大切であり、子育ての負担が大きく偏らないようにしなければなりません。

このことを踏まえ、保護者は子どもとのスキンシップやコミュニケーションの時間を大切にし、笑顔の絶えない明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営む上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、大きく成長します。

そのため地域は、すべての子どもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間の調和がとれる多様な働き方を選べるようにするとともに、職場優先の意識や固定的性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々が仕事と家庭の調和がとれる働き方が重要である等の認識を深めることが重要です。

行政の役割

行政は、子育て支援として保健、医療、福祉、教育、労働、住宅、生活環境等多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部署の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。





第3部 資料編



1. 桂川町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日公布

桂川町条例第 19 号

改正 平成 27 年 6 月 23 日

桂川町条例第 15 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、桂川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項に掲げる事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町子育て支援に関し、町長が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 桂川町議会議員
- (2) 桂川町社会福祉協議会
- (3) 教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 桂川町子ども・子育て会議委員名簿

選出機関等名	委員氏名	役職等
桂川町議会	柴 田 正 彦	文教厚生委員長
桂川町社会福祉協議会	小林ベティ和恵	専任職員
桂川町教育委員会	畠 中 聡 子	教育委員
桂川町民生児童委員協議会	伊 藤 加 代 子	主任児童委員
桂川町小中学校 PTA 連絡協議会	城 谷 美 樹	桂川東小学校 PTA 母親委員長
子どもの保護者	麥 原 美 喜 子	土師保育所保護者会長
子どもの保護者	田 中 知 香	善来寺保育園保護者会長
子どもの保護者	山 口 香 織	桂川幼稚園保護者会長
桂川町立保育所	川 角 喜 代 美	吉隈保育所園長
善来寺保育園	溝 口 治 夫	善来寺保育園副園長
桂川町立幼稚園	城 石 俊 弘	桂川幼稚園長
学識経験者	瓜 生 郁 義	学識経験者

任期：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

3. 計画策定の経緯

期 日	内 容
【第1回】 令和元年6月19日	・桂川町子ども・子育て支援事業計画の概要説明について ・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画の策定について
【第2回】 令和元年10月2日	・桂川町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・ニーズ調査結果の概要報告について ・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について
【第3回】 令和元年11月7日	・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画の見込量について
【第4回】 令和元年12月20日	・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画（案）について
【第5回】 令和2年1月22日	・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画（案）について
【第6回】 令和2年2月27日	・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画の策定について

第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画

発行年月日	令和2年3月
発 行	福岡県 桂川町
編 集	桂川町子育て支援課

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

電話 0948-65-0081 FAX 0948-65-0098

E-mail kosodate@town.keisen.fukuoka.jp



桂川町